

誰でもスマホ
利用規約、重要事項説明書 等
ver.5.4

本書では契約の提供条件に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みください。

・誰でもスマホのサービス全体の重要事項は、本書【誰でもスマホ音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書】をご確認ください。

・誰でもスマホデータ通信サービスの重要事項は、本書【誰でもスマホデータ通信サービス重要事項説明書】をご確認ください。

・誰でもスマホの通信端末およびアクセサリ類についての重要事項は、本書【誰でもスマホ通信端末およびアクセサリ類ご購入にあたっての重要事項説明書】をご確認ください。

目次

■利用規約(P3-11)

第一章	総則...p.3
第二章	利用の開始および終了...p.4
第三章	端末機器およびSIMカード等...p.5
第四章	利用方法...p.6
第五章	料金...p.7
第六章	利用の中断、一時中断、利用の停止および解除...p.8
第七章	通信の制限...p.9
第八章	サポート...p.9
第九章	保守...p.10
第十章	損害の賠償...p.10
第十一章	雑則...p.10

■誰でもスマホ音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書(P12-22)

第一章	申込および利用開始日について...p.12
第二章	本商品の配達・受領に関して... p.15
第三章	サービスに関する内容...p.15
第四章	電気通信サービスの料金...p.17
第五章	電気通信サービスの料金の請求時期及び支払方法について...p.19
第六章	毎月の請求と支払いについて...p.19
第七章	契約の解約及び初期契約解除について...p.20
第八章	利用の一時中断/再開...p.20
第九章	弊社による利用の停止/契約の解除...p.20
第十章	弊社からの告知...p.21
第十一章	特典について...p.21
第十二章	登録情報の変更について...p.22
第十三章	誰でもスマホヘルプデスクについて...p.22
第十四章	誰でもスマホマイページ...p.22

■データ通信サービス重要事項説明書(P23-27)

第一章	申込および利用開始日について...p.23
第二章	サービスに関する内容...p.25
第三章	電気通信サービスの料金...p.26
第四章	電気通信サービスの料金の請求時期及び支払方法について...p.26
第五章	毎月の請求と支払いについて...p.26
第六章	契約の解約及び初期契約解除について...p.26
第七章	利用の一時中断/再開...p.27
第八章	弊社による利用の停止/契約の解除...p.27
第九章	誰でもスマホヘルプデスクについて...p.27

■通信端末およびアクセサリ類ご購入にあたっての重要事項説明書(P28-29)

第一章	ご購入条件...p.28
第二章	商品の発送について...p.28
第三章	商品について...p.28
第四章	商品の利用について...p.28
第五章	返品・交換について...p.28
第六章	保証について...p.28
第七章	保証期間内であっても保証対象外となる事象...p.29
第八章	初期契約解除について...p.29

■SMS及び通話の不正利用への対応について(P30)

■個人情報の取り扱いについて(P31)

■個人情報保護方針(P32)

■個人情報の利用目的の公表(P33)

■保有個人データ及び第三者提供記録に関する事項の周知について(P34)

■保有個人データの開示等に関する手続き(P35)

利用規約

第一章	総則
-----	----

- 第1条(利用規約の適用)
- 1.本利用規約は、株式会社アールリンク(以下、「弊社」といいます)が提供する「誰でもスマホサービス(以下、「本サービス」といいます)」の利用条件について定めるものです。本サービスのご利用にあたっては、本利用規約をよくお読みのうえ、ご理解いただいたうえでお使いください。本サービスの利用開始をもって、本利用規約に同意したものとみなします。
- 2.契約者が本サービスを利用するにあたっては、本利用規約が適用されます。
- 3.弊社は、本利用規約を弊社が運営するWebサイト(以下、「弊社Webサイト」といいます)に掲載する方法により、契約者に周知します。
- 4.弊社は本利用規約を変更することがあります。この場合、本サービスの利用条件は変更後の利用規約によります。
- 5.弊社が本利用規約を変更する場合は、弊社Webサイトにおいて、利用規約を変更する旨、変更後の利用規約の内容および変更の効力発生日をお知らせします。

- 第2条(本サービスの種類)
- 1.本サービスには、次の種類があります。

種類	内容
日本国内でご利用いただく商品	日本国内の第4世代携帯電話ネットワークまたは第3世代携帯電話ネットワークによるデータ通信サービス、インターネット接続、音声サービス、SMSおよびSIMカードをパッケージ化した商品 (1)月額料金制の商品 ①データ通信サービスと音声サービスとSMSを利用できる商品(誰でもスマホ音声通話サービス) ②Wifiルーターを用いて通信を行う商品(誰でもスマホポケットWifiサービス) (2)弊社が指定する商品のオプションサービスで、一定の期間において、一定の通信量に達するまで、速度制限のないデータ通信サービスを利用できるサービス(データ通信容量追加サービス)

- 2.本利用規約は、前項に掲げる本サービスの内容に応じて適用されます(ご利用の商品の内容によっては、適用されない規約があります)。

- 第3条(用語の定義)
- 本利用規約において使用する用語の意味は、次の通りとします。

用語	用語の意味
携帯電話事業者	弊社と直接または間接にデータ通信サービスまたは音声サービスの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者。
第三者課金発信機能提供事業者	弊社と直接または間接に第三者課金発信機能の提供にかかる契約を締結している電気通信事業者。
協定事業者	弊社と直接または間接に相互接続協定その他の契約を締結している電気通信事業者(携帯電話事業者および第三者課金発信機能提供事業者を含みます)。
国際電気通信事業者等	携帯電話事業者との間で相互接続協定を締結して国際電話サービス等を提供する電気通信事業者。
データ通信サービス	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信サービス。
データ通信容量追加サービス	データ通信サービスに関するオプションサービス。
音声通話サービス	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信サービス。
第三者課金発信	音声通話サービスにおいて、発信先電話番号の先頭に弊社が指定するプレフィックス番号を付加することにより、音声通信を発信する方法。
SMS (ショートメッセージサービス)	携帯電話事業者の電気通信回線設備を用いて、テキストメッセージの送受信を行うサービス。
音声サービス	音声通話サービスおよびSMSの総称。
音声オプションサービス	音声サービスに関するオプションサービス。
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供にかかる交付金および負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)により算出された額に基づいて、弊社が定める料金。
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和2年総務省令第110号)により算出された額に基づいて、弊社が定める料金。
料金月	当月初日から当月末日までの期間。契約月に関しては、契約日から当月末日までの期間。
SIMカード	契約者識別番号その他の情報(以下、「契約者識別番号等」といいます)を記憶することができるICカードであって、本サービスの提供にあたり弊社が契約者に譲渡または貸与するもの。
SIM商品	契約者が自ら端末(スマホ等)を用意し、SIMカードのみを提供を受ける商品。

端末機器	技術基準適合認定等に関する規則で定める種類の端末設備の機器（スマートフォン、タブレット、Wi-Fiルーター等）。
自営端末機器	契約者がSIM単体契約を利用するために、自ら用意する端末（スマホ等）。
弊社端末機器	本サービス(SIM商品を除きます)に含まれている端末機器。
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規約に基づき課税される消費税の額、ならびに、地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規約に基づき課税される消費税の額。

第4条(商品内容の変更)

- 弊社は、本サービスの内容または名称を予告なく変更することがあります。
- 前項の変更がある場合には、弊社Webサイトにおいて告知します。

第5条(弊社からの告知)

- 弊社が必要と判断した場合、弊社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を、弊社Webサイトにおいて随時告知します。
- 弊社が必要と判断した場合、弊社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を、第6条(月額料金サービスの申込み)または第9条(データ通信容量追加サービスの申込み)に基づき契約者情報を登録した契約者に対し、その契約者情報において登録された連絡先宛てに個別に通知することがあります。

第二章	利用の開始および終了
-----	------------

第1節 月額料金制の商品

第6条(月額料金サービスの申込み)

- 本サービスのうち、月額料金制の商品(以下、「月額料金サービス」といいます)の利用を希望する方(以下、本節において「申込者」といいます)は、本利用規約に同意したうえで、弊社所定の方法により申込みを行うものとします。
- 申込者は、前項の申込みにあたり、弊社所定の契約者情報および本人確認書類もしくはその写しを提供するものとします。なお、弊社が、申込者から提供された本人確認書類またはその写しの内容を確認する必要があると判断した場合、弊社は、当該本人確認書類に関する契約者情報を警察機関その他の行政機関に提供することがあります。
- 本サービスの申込みは、利用者本人が行うものとし、代理人による申込みは受け付けられません。
- 弊社は、次の場合には、月額料金サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
 - (1)申込みの内容に不備または事実と反する記載があるとき(申込内容に記入漏れ、誤記または虚偽がある場合のほか、申込時に提供される本人確認書類もしくはその写しが虚偽または偽造である場合を含みます)。
 - (2)申込者の過去の申込みが前号に該当していたとき。
 - (3)申込者が料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4)申込者が過去に合理的な理由なく本サービスの受領を怠り、もしくは故意に受領を遅らせる等の事実があったとき、または現にこれらの事実があるとき。
 - (5)申込者が弊社との間で既に音声通話サービスに対応した商品を契約しているとき。
 - (6)申込者が過去に本利用規約に違反していたことが判明したとき、または現に違反しているとき。
 - (7)その他、弊社の業務の遂行上著しい支障があると判断するとき。
- 月額料金サービスの利用契約は、弊社が利用契約の申込みを承諾し、弊社所定の手続きを完了した日に成立するものとします。
- 月額料金サービスの利用開始日は、申込種類によって変わります。

また、利用開始日より月額基本料の課金を開始します。

 - (1)Webサイトからの申込み、店頭での申込みの場合。

利用開始日は、商品の受取日の翌日。
 - (2)店頭での申込みで、住民票にて受付をし、後日配送をもって本人確認を完了させる申込みの場合。

商品の回線の開通日。
 - (3)申込書を使用した申込で、提出する本人確認書類が住民票以外の場合。

利用開始日は、商品の受取日の翌日
 - (4)申込書を使用した申込で、提出する本人確認書類が住民票の場合
 - ①弊社にて住民票の確認が完了
 - ②商品の受け取り完了

上記を両方とも満たした日の翌日。
- 申込者は、音声サービスを利用できる商品をお申込みの場合において、番号ポータビリティ(携帯電話番号を変更することなく、携帯電話サービスを受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下、同様とします。)の適用を希望するときは、弊社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。

第7条(初期契約解除)

- 月額料金サービスのうち、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除制度の対象となる商品(以下、「初期契約解除対象商品」といいます)の契約者は、サービスの利用開始日から起算して8日が経過するまでの間、弊社に書面で通知することにより、初期契約解除対象商品の利用契約の解除(以下、「初期契約解除」といいます)を行うことができます。
- 初期契約解除対象商品のうち、音声サービスを利用できる商品の契約者(新規の携帯電話番号で当該商品の利用契約を締結した契約者を除きます)は、前項に定める初期契約解除の通知にあたり、弊社に番号ポータビリティをお申込みすることができます。なお、番号ポータビリティを実施するための予約番号の有効期間内に番号ポータビリティが完了しなかった場合は、初期契約解除の効力は失われるものとします。
- 初期契約解除が行われた場合、初期契約解除対象商品の利用契約は、契約者が初期契約解除の通知を発した日に終了します。ただし、初期契約解除において番号ポータビリティの申込みをした場合は、初期契約解除対象商品の利用契約は、番号ポータビリティが完了した日(契約者が移転先の電気通信事業者と契約を締結した日)に終了します。
- 初期契約解除が行われた場合、契約者は、初期契約解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対して契約者が支払うべき金額等として、第36条(初期契約解除に伴い契約者が支払う料金)に定める料金を負担するものとします。

第8条(契約者による解約)

- 契約者は、月額料金サービスの利用契約の解約を希望する場合、弊社所定の方法により解約申込みを行うものとします。
- 月額料金サービスのうち、音声サービスを利用できる商品の契約者が、番号ポータビリティによる利用契約の解約を希望する場合、前項に定める解約申込みに代えて、弊社所定の方法により番号ポータビリティの申込みを行うものとします。ただし、契約者が第42条(利用の停止)第1項の定めにより当該商品の利用を停止されている場合は、弊社は、当該契約者による番号ポータビリティの申込みを制限することがあります。なお、番号ポータビリティを実施するための予約番号の有効期間内に番号ポータビリティが完了しなかった場合は、番号ポータビリティの申込みの効力は失われるものとします。
- 本条第1項に定める解約申込みが行われた場合、利用契約は、解約申込日の属する料金月の末日に終了します。ただし、弊社の解約手続きの都合上、終了日翌日の一定時間内において月額料金サービスを利用できる場合があり、この日に利用があった場合は、利用契約の終了日は同日に変更となります。この場合、終了日の属する料金月の月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料その他月額料金(以下、総称して「月額基本料等」といいます)は発生しませんが、終了日当日までの利用分は通話料または超過通話料(SMS通信料を含みます。以下、あわせて「通話料等」といいます)としてお支払いいただきます。
- 利用契約の解約にあたり、本条第2項に定める番号ポータビリティの申込みが行われた場合、利用契約は、番号ポータビリティが完了した日(契約者が移転先の電気通信事業者と契約を締結した日)に終了します。この場合、終了日が料金月の途中であっても、月額基本料等について日割計算は行いません。

第2節データ通信容量追加サービス

第9条(データ通信容量追加サービスの申込み)

- 1.弊社が指定する商品の契約者は、データ通信容量追加サービスを利用することができます。
- 2.データ通信容量追加サービスは、データ通信容量追加サービスを設定する商品(以下、「データ通信容量追加サービス対象商品」といいます)ごとに、弊社所定の方法により申込みを行うものとしします。

第10条(利用期間)

- 1.データ通信容量追加サービスの契約者は、データ通信容量追加サービスの利用申込の成立日が属するデータ通信容量追加サービス対象商品の料金月(以下、「データ通信容量追加サービス利用期間」といいます)において、一定の通信量(以下、「利用可能通信量」といいます)のデータ通信サービスを利用することができます。

第11条(利用の終了)

- 1.データ通信容量追加サービスは、利用可能通信量を消費した時点またはデータ通信容量追加サービス利用期間の末日をもって利用が終了します。
- 2.前項にかかわらず、データ通信容量追加サービス対象商品の利用が終了した場合は、データ通信容量追加サービスの利用も終了します。

第3節利用権の譲渡

第12条(利用権の譲渡(名義変更))

- 1.本サービスの契約者は、当該商品の利用権を譲渡することはできず、弊社に本サービスの名義変更を請求することはできません。

第4節音声通話サービス

第13条(音声通話サービスの提供)

- 1.弊社の音声通話サービスは、弊社所定の申込み手続きを完了し利用契約が成立した方に対して提供します。
- 2.音声通話サービスのご利用にあたっては、本章をよくお読みのうえ、ご理解いただいたうえで申込みください。音声通話サービスの申込手続きの完了をもって本章が適用されます。

第14条(音声通話サービスの申込み)

- 1.音声通話サービスの申込みについては、第6条(月額料金サービスの申込み)の規約によるものとしします。

第15条(音声通話サービスの電話番号)

- 1.弊社は、音声通話サービスを利用するための電話番号を、1回線ごとに1つ定めます。
- 2.音声通話サービスの申込者は、第6条(月額料金サービスの申込み)第5項の規約により番号ポータビリティの適用を希望する場合を除き、前項の電話番号を自ら指定することはできません。
- 3.音声通話サービスの契約者は、弊社が別途定める手数料を支払うことにより、本条第1項の電話番号の変更を請求することができます。ただし、変更後の電話番号についても、契約者が自ら指定することはできません。

第16条(第三者課金発信の音声通信品質の非保証)

- 1.弊社は、第三者課金発信による音声通信を主として利用しており、その品質に関して、通常発信による音声通信と同等の品質を保証するものではありません。

第17条(音声オプションサービス)

- 1.音声通話サービスの契約者は、音声オプションサービスを利用することができます。ただし、弊社は商品の仕様として別の取扱いを定めることがあります。
- 2.音声オプションサービスは、弊社所定の方法により申込みを行うものとしします。弊社は、申込みが行われた当日から起算して弊社所定の期間内に音声オプションサービスの利用登録を完了します。
- 3.音声オプションサービスを解約する場合も前項と同様としします。
- 4.音声オプションサービスは、音声通話サービスを利用できる商品の利用終了によって終了します。
- 5.音声オプションサービスの内容、料金およびその他詳細は、弊社Webサイトにおいて定めるものとしします。

第18条(回線追加サービス)

- 1.音声通話サービスの契約者は、オプションとして2回線目(以下、サブ回線)を追加することができます。ただし、追加できる回線数は1回線までとしします。
- 2.回線追加サービスは、弊社所定の方法により申込みを行うものとしします。
- 3.回線追加サービスを解約する場合は、弊社所定の方法により申請するものとしします。ただし、1回線目(以下、メイン回線)を解約した場合はサブ回線も同時に解約となります。
- 4.回線追加サービスの内容、料金は、メイン回線の契約内容と同一となります。

第三章	端末機器およびSIMカード等
-----	----------------

第19条(端末機器の利用にかかる契約者の義務)

- 1.契約者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準(以下、「技術基準」といいます)に適合するよう維持するものとしします。
- 2.契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとしします。
 - (1)端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
 - (2)故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3)端末機器に登録されている契約者識別番号等を読み出し、または変更もしくは消去しないこと。

第20条(自営端末機器)

- 1.契約者は、SIM商品の利用にあたっては、技術基準に適合し、データ通信サービスまたは音声サービスに対応した自営端末機器を自ら用意するものとしします。
- 2.契約者は、SIM商品を利用している自営端末機器が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での本サービスの利用を中止するものとしします。

第21条(SIMカード等)

- 1.本サービスに含まれるSIMカードは、本サービスをご利用いただくために弊社が契約者に提供するものです。
- 2.契約者は、SIMカード等を善良な管理者の注意をもって管理するものとしします。
- 3.契約者は、SIMカード等を改造または改変してはならないものとしします。
- 4.契約者は、SIMカード等に登録されている契約者識別番号等を読み出し、または変更もしくは消去してはならないものとしします。
- 5.本サービスをSIMカードで利用する契約者は、本サービスの利用終了後、SIMカードを弊社に返還するものとしします。

第22条(SIMカード等の再発行)

- 1.契約者は、SIMカードの故障・破損等によりSIMカードを利用することができなくなったときは、原則として弊社のヘルプデスクを経由して、弊社に対しSIMカードの再発行を請求することができます。
- 2.契約者は、端末機器の変更や紛失等によりSIMカード等の変更または再発行を希望するときは、弊社所定の方法により、弊社に対しSIMカード等の変更または再発行(有償)を請求することができます。

第四章	利用方法
-----	------

第23条(契約者情報の取得)

- 1.弊社は、契約者から、以下の各号に掲げる情報(以下、総称して「契約者情報」といいます)を取得するものとします。
- (1)契約者が商品またはサービスの利用契約を申込むにあたり、第6条(月額料金サービスの申込み)または第9条(データ通信容量追加サービスの申込み)に基づいて弊社に提供する情報:契約者情報(氏名または名称、住所または所在地、生年月日、電話番号、メールアドレス、本人確認書類に関する情報等)
- (2)前号に掲げるものの他、弊社が商品またはサービスの提供に付随して取得する情報:その他情報(請求明細、通信使用量、残存している利用可能通信量、利用期間等)
- (3)契約者に送信されるSMSのうち、携帯電話事業者が、危険SMS(実在する事業者等を装い、契約者を、個人情報盗み出すためのウェブサイト、アプリケーションまたは電話番号に誘導するSMSを指すものとし、以下、同様とします)であると判定したSMSに関する情報(危険SMSの送信日時、送信元電話番号および内容等)
- 2.弊社は、初期契約解除、ご契約内容の変更または解約の申込みについて、契約者情報の提供を条件とする場合があります。また、契約者が契約者情報の全部または一部を提供しない場合、弊社のサポートサービスを提供できない場合があります。
- 3.本章の規約は、本条第1項の契約者情報の取扱いを含む利用方法全般について適用されます。

第24条(契約者アカウントの発行)

- 1.弊社は、契約者に対し、契約者アカウントを発行し、弊社所定の方法により、ご利用中のサービスに関する情報を提供します。

第25条(契約者アカウントの管理)

- 1.契約者は、契約者アカウントのID、パスワード、その他契約者アカウントの認証のための情報(以下、「アカウント情報」といいます)を自己の責任において管理するものとします。
- 2.契約者は、アカウント情報を他者に使用させ、他者と共有し、または売買、譲渡もしくは貸与等をしてはならないものとします。
- 3.アカウント情報の管理および使用は契約者の責任とします。アカウント情報の使用上の過誤または他者による無断使用により契約者が被る損害については、当該契約者の故意または過失の有無を問わず、弊社は一切責任を負いません。
- 4.契約者のアカウント情報をもって本サービスが利用されたときには、その契約者自身の利用とみなされるものとします。
- 5.契約者のアカウント情報を使用し、契約者と他者により同時に、または他者のみによって使用された場合、本サービスの通常の機能が失われることがあります。

第26条(契約者情報の変更の届出)

- 1.契約者は、弊社に提供した契約者情報に変更が生じた場合には、弊社所定の方法により、弊社に届け出るものとします。
- 2.契約者情報に変更があったにもかかわらず、前項の届出がないときは、弊社から契約者に対する通知は、弊社に届け出られている契約者情報に基づいて行われ、当該通知をもってその通知を行ったものとみなします。また、当該通知は、通常到達すべき時期に到達したものとみなされるものとします。

第27条(サポートサービス)

- 1.弊社は、契約者に対し、本サービスの利用期間中、本サービスに関するサポートサービスを提供します。
- 2.弊社が契約者に対しサポートサービスの提供を行う場合、弊社Webサイトにおいて告知し、または契約者に対し通知するものとします。

第28条(自己責任の原則)

- 1.契約者は、本サービスを利用して行った、自己もしくは利用者の行為およびその結果について、責任を負います。
- 2.契約者もしくは利用者が本サービスを利用して第三者に損害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、弊社に損害を与えないものとします。

第29条(禁止事項)

- 1.契約者は、本サービスを業として第三者の需要に応ずるために提供してはならないものとします。契約者が本項に違反し、本サービスを業として第三者の需要に応ずるために提供した場合、当該第三者による本サービスの利用は契約者自身による利用とみなします。
- 2.契約者は、本サービスを使用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1)他者(弊社を含みます。以下、同様とします)の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (2)他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- (3)他者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4)詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
- (5)わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為
- (6)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7)他者のWebサイト等、本サービスにより利用する情報を改ざんし、または消去する行為
- (8)他者になりすまして本サービスを使用する行為(他の契約者のアカウント情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます)
- (9)自己のアカウント情報を他者と共有し、または、他者が共有する状態に置く行為
- (10)コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (11)他者の管理する掲示板等(ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます)において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
- (12)受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメールを送信する行為
- (13)受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
- (14)他者の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
- (15)他者が管理するサーバ等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為
- (16)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (17)その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他者の権利を著しく侵害する行為
- (18)前各号に該当するおそれがあると弊社が判断する行為
- (19)その他、弊社が不適切と判断する行為
- 3.契約者は、音声サービスを利用するにあたり、前項の禁止事項に加えて、以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1)故意に多数の不完了呼(通信の相手先に応答前に発信を取りやめることをいいます)を発生させ、または連続的に多数の呼を発生させるなど、通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為
- (2)第三者または弊社に迷惑・不利益を及ぼす行為、音声サービスに支障をきたすおそれのある行為、音声サービスの運営を妨げる行為
- (3)音声サービスの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為または商業的宣伝や勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為
- (4)音声サービスの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱くまたはその恐れのある通信をする行為
- (5)危険SMSを送信する行為
- (6)一方的な発信または機械的な発信等により一定時間内に長時間または多数の通信等を一定期間継続する行為
- (7)他社着信転送サービス(他の電気通信事業者が有する電話番号を介して他の電話番号に着信させることを主な目的とするサービス)を利用する行為
- (8)直接的な収益を得る目的で、通信の媒介、転送機能の利用、他社が提供するサービスへの接続、または特定の相手先への大量の通話等を行う行為
- (9)音声サービスの一般的な利用と著しく異なる利用態様が認められるなどにより、通話以外の目的で利用されているものと弊社が判断する行為
- (10)本規約に基づく権利もしくは義務について、第三者に対して譲渡、移転する行為(本サービスを契約者以外が利用する行為を含みます。)但し、親族又は生計を同じくしている者は除きます。
- (11)前各号に該当するおそれがあると弊社が判断する行為
- (12)その他、弊社が不適切と判断する行為
- 4.前二項の規約は、契約者がこれらの禁止事項を行わないよう、弊社に情報の監視または削除等の義務を課すものではありません。前二項に定める禁止事項が行われ、弊社がこれらの情報の監視または削除等を行わなかったことにより契約者または第三者に損害が発生した場合であっても、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- 5.契約者が本条第一項から第三項までのいずれかの規約に違反したことにより弊社に損害が発生した場合、弊社は、契約者に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

第30条(他のインターネットサービス)

1. 契約者は、本サービスを利用して弊社以外の者が管理、運営するWebサイト等のインターネット上のサービス(以下、「他のインターネットサービス」といいます)にアクセスする場合は、第29条(禁止事項)第2項または第3項に該当する行為を行わないものとします。また、他のインターネットサービスの管理者から当該サービスの利用にかかる注意事項が表示されているときは、契約者はこれを遵守するものとします。
2. 弊社は、他のインターネットサービスに関して、一切責任を負いません。
3. 契約者は、他のインターネットサービスを利用する場合においても、第28条(自己責任の原則)が適用されることを承諾します。
4. 弊社は、契約者が本サービスを利用することにより、インターネットに接続された世界中のいずれのサイトにもアクセスできることを保証するものではありません。

第31条(契約者の設備等にかかる維持責任)

契約者が本サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において維持するものとします。

第32条(著作権等)

1. 契約者は、本サービスの利用に関して弊社が契約者に提供するソフトウェア、マニュアルその他情報(以下、「ソフトウェア等」といいます)(映像、音声、文章等を含む。以下、同様とします)に関する著作権、商標、商号、技術その他に関する一切の権利が、弊社または弊社に対してソフトウェア等を提供した第三者に帰属するものであることを確認するものとします。
2. 契約者は、ソフトウェア等を自己使用の目的のみに利用することができます。契約者は、ソフトウェア等について自己使用以外の目的による複製を行わないものとし、ソフトウェア等をWebサイトに掲載し、また公衆送信を行うこと等により、第三者による複製を行わせてはならないものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用を終了した場合には、速やかにソフトウェア等を消去するものとします。
4. 本条の規約に違反して紛争が発生した場合、契約者は、自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、いかなる場合においても弊社に損害を与えないものとします。

第33条(契約者情報の取扱い)

1. 弊社は、契約者情報について、善良な管理者としての注意をもって管理します。
2. 弊社は、契約者情報を以下の目的にのみ利用し、法令に基づいて官公庁から開示を求められた場合を除き、第三者に開示しないものとします。
- (1) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等および携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)(以下、「携帯電話不正利用防止法」といいます)その他の法令に定められた不正利用防止の目的
- (2) 本サービスの利用料金を回収する目的
- (3) 契約者に対するサポートサービスを円滑に提供するため
- (4) 契約者に対し、本サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールまたは郵便等で通知をする目的
- (5) 商品開発等の目的で本サービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工したうえで、その分析結果を自ら利用し、または第三者に提供する目的
- (6) 契約者に対し、危険SMSの受信を拒否する設定(以下、「危険SMS拒否設定」といいます)を提供する目的
- (7) 前各号のほか、契約者から事前の同意を得た目的
3. 前項の定めにかかわらず、弊社は、以下の各号に該当する場合には、契約者情報を警察機関その他の行政機関に提供することがあります。
- (1) 前項第1号または第6号の目的のために弊社が必要であると判断した場合
- (2) 第6条(月額料金サービスの申込み)第2項なお書に該当する場合
- (3) 第29条(禁止事項)第2項または第3項に違反する行為が認められた場合
4. 弊社は、契約者情報について、利用期間中はもとより、利用契約が終了した日から3年間保管するものとします。
5. 弊社は、契約者確認(携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下、本条において同様とします)を求められたとき、または、これに準ずる事由が発生したことにより弊社が契約者確認を行う必要があると認めたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、弊社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

第五章	料金
-----	----

第1節 月額料金制の商品

第34条(料金の支払義務)

1. 月額料金サービスの契約者は、サービスの利用開始日から利用契約の終了日が属する料金月の末日までの期間について、月額料金サービスの利用料金を支払うものとします。
2. 月額料金サービスの利用料金は、月額基本料、通話料、SMS送信料、音声オプションサービス料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、および各種手続きにかかる手数料とします(商品により項目は異なります)。料金および課金日等は弊社Webサイトにおいて定めるとおりとします。
3. 月額料金サービスの利用料金は、利用開始月、利用終了月のいずれも日割計算は行いません。ただし、月額基本料については利用開始月に限り日割り計算します。
4. 本条第1項にかかわらず、第8条(契約者による解約)第3項ただし書に定める終了日の属する料金月の月額基本料等は発生しないものとします。ただし、通話料等についてはこの限りではありません。
5. 前4項で定める料金が消費税の課税対象である場合は、料金表に基づき、当該料金に消費税相当額を加算した額をお支払いいただきます。
6. 月額料金サービスの契約者は、弊社が定める方法により、利用料金に関する証明書または領収書の発行を請求することができます。この場合、契約者は、弊社が定める発行手数料および郵送料等のほか、必要に応じて、印紙税を負担するものとします。

第35条(音声通話サービスの通話料)

1. 音声通話サービスの通話料は月額基本料に含むものとします。ただし、以下の各号に該当する音声通話サービスは、無料通話の対象外とします。
- (1) 国内通話のうち以下の電話番号に発信する通話
- a) 電話番号案内(104)や時報サービス(117)などの3桁特番
- b) 着信課金サービス
- c) ナビダイヤル(0570)などの接続サービス
- d) 国際電話(WORLD CALL、WORLD WING)
- e) クイックダイヤル(#ダイヤル)
- f) 事業者識別番号(00XY)
- (2) 留守番電話サービスのメッセージ再生時に「1416」または「1417」に発信する場合
- (3) 転送電話サービスを用いて、転送先に通話を転送する場合。
- (4) 一般的な利用と著しく異なる利用態様が認められるなどにより、通話以外の目的によるものと弊社が判断する場合
- (5) 10分かけ放題オプションをご利用の場合は、規定時間を超過した場合

第36条(初期契約解除に伴い契約者が支払う料金)

1. 第34条(料金の支払義務)の規約にかかわらず、第7条(初期契約解除)に定める初期契約解除が行われた場合に契約者が支払う料金は、以下の各号に定める料金の合計額とします。
- (1) 月額基本料等、月額利用料、通話料等、音声オプションサービス料およびデータ通信容量追加サービスサービスの料金のうち、初期契約解除による利用契約の終了日までに弊社が提供したサービスの対価に相当する金額。
- コンビニでのお支払いには、コンビニ決済手数料550円(税込)が発生します。
- (2) SIMカード発行手数料または利用契約の変更手続きにかかる手数料
2. 弊社は、初期契約解除が行われた場合に、契約者から前項に定める料金を超える金額を受領していた場合は、弊社の定める時期および方法により、契約者に超過分を返還します。なお、返還に要する費用は弊社が負担するものとします。

第37条(料金の支払方法等)

- 1.月額料金サービスの利用料金は、弊社が別途定める場合を除き、決済番号方式での決済・口座振替・クレジットカード/デビットカードにより支払うものとします。決済番号方式での決済は、契約者が申込時に設定したコンビニエンスストアで支払うものとします。なお、コンビニ決済を利用する場合、契約者は別途決済手数料550円(税込)を負担するものとします。
- 2.月額料金サービスの利用料金の支払は、契約者が月額料金サービスの申込みにおいて設定したコンビニエンスストア、収納代行会社および金融機関の規約に基づくものとします。

第38条(過払金の取扱い)
弊社は、契約者から第34条(料金の支払義務)に定める金銭が支払われた場合であって、契約者が通常支払うべき金額を超える金額を受領したときは、弊社の定める時期および方法により、契約者に超過分を返還します。ただし、返還に要する費用は契約者が負担するものとします。

- 第39条(データ通信容量追加サービスにかかる料金の一括払い)
1.データ通信容量追加サービスは、データ通信容量追加サービス利用期間における利用可能通信量について、あらかじめ一括して料金をお支払いいただくサービスです。弊社は、サービスの仕様として別に定める場合を除き、データ通信容量追加サービスについて、利用開始の前後を問わず、契約者の都合によりデータ通信容量追加サービスを利用しない場合であっても、ご返金はいたしません。
- 2.第34条(料金の支払義務)第5項ならびに第37条(料金の支払方法等)第1項および第2項の規約は、前項で定める料金に準用します。

第六章	利用の中断、一時中断、利用の停止および解除
-----	-----------------------

- 第40条(利用の中断)
1.弊社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を中断することがあります。
(1)弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
(2)第45条(通信利用の制限)または第47条(通信時間等の制限)により通信利用を制限するとき。
(3)協定事業者の規約により通信利用を制限するとき。
- 2.弊社は、前項の規約により本サービスの利用を中断するときは、第5条(弊社からの告知)によりあらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3.本条に基づく利用の中断があっても、本サービスの利用期間に変更はありません(利用の中断の間、利用期間の進行が停止するものではありません)。
- 4.本条に基づく利用の中断があっても、本サービスの利用料金(月額料金サービスの月額基本料等および音声オプションサービス料)は発生します。
- 5.弊社は、本条に基づく利用の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

- 第41条(契約者からの請求による利用の一時中断)
1.弊社は、契約者から弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断(その電話番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下、同様とします)を行います。
- 2.前項に基づき利用の一時中断を受けた契約者が利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。ただし、当該契約者に弊社に対する未払いの債務がある場合、弊社は、当該債務が弁済されるまで利用の一時中断の解除の請求を承諾しないことがあります。
- 3.利用の一時中断および利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受付けてから一定時間経過後に完了します。利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金等(月額料金サービスにおいては発生した月額利用料および通話料等、データ通信容量追加サービスにおいては消費された利用可能通信量)は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。
- 4.利用の一時中断があっても、本サービスの利用期間に変更はありません(利用の一時中断の間、利用期間の進行が停止するものではありません)。
- 5.利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金(月額料金サービスの月額基本料等および音声オプションサービス料)は発生します。

- 第42条(利用の停止)
1.弊社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、本サービス(当該商品および契約者が弊社と契約している他の商品)の利用を停止することがあります。
(1)第6条(月額料金サービスの申込み)第4項第1号、第2号または第5号に該当することが判明したとき。
(2)商品の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。
(3)資産または信用の状況が悪化し、商品にかかる債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
(4)第26条(契約者情報の変更の届出)の規約に違反したとき、または、当該規約により届け出られた内容が事実と反することが判明したとき。
(5)第33条(契約者情報の取扱い)第5項に定める契約者確認に応じないとき。
(6)第20条(自営端末機器)の規約に違反し、SIM商品を法令または技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
(7)第29条(禁止事項)の規約に違反したとき。
(8)上記のほか、本利用規約または弊社が契約者に適用する他の利用規約で禁止する行為またはそのおそれのある行為が行われたとき。
(9)商品が他の契約者に重大な支障を与える状態で使用されたとき。
(10)商品が違法な状態で使用されたとき。
(11)商品を長期間(1年以上)利用しなかったとき。
(12)弊社の業務または電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
(13)通信量、通信時間、またはSMS送信数が、弊社の定める基準を超過したとき。
- 2.弊社は、前項の規約により本サービスの利用を停止するときは、原則として契約者に対する特段の通知は行いません。ただし、契約者情報により契約者に対する通知方法が弊社に判明する場合は、通知することがあります。
- 3.本条に基づく利用の停止があっても、本サービスの利用期間に変更はありません(利用の停止の間、利用期間の進行が停止するものではありません)。
- 4.本条に基づく利用の停止があっても、本サービスの利用料金(月額料金サービスの月額基本料等および音声オプションサービス料)は発生します。
- 5.弊社は、本条に基づく利用の停止について、本サービスの料金の全部または一部の返金または損害賠償は行いません。

- 第43条(弊社による利用契約の解除)
1.弊社は、第42条(利用の停止)第1項の規約により本サービスの利用を停止された契約者が、弊社所定の期間内にその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
- 2.弊社は、契約者が第42条(利用の停止)第1項各号の規約のいずれかに該当する場合において、本人確認書類もしくはその写しが虚偽または偽造であることが判明した場合など、弊社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすものと認めるときは、前項の規約にかかわらず、利用停止をしないで、または利用停止後その事実を解消するための期間を設けず、その利用契約を解除することがあります。
- 3.第42条(利用の停止)第2項および第5項の規約は、本条により弊社が利用契約を解除する場合に準用します。

第七章	通信の制限
-----	-------

- 第44条(通信区域)
1.本サービスによる通信(データ通信サービスおよび音声サービスを総称するものとし、以下、「通信」といいます)の区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。本サービスによる通信は、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
- 2.前項の場合、契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスによる通信を利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第45条(通信利用の制限)

- 1.弊社は、技術上、保守上、その他弊社の事業上やむをえない事由が生じた場合、または、携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規約もしくは携帯電話事業者と弊社との間で適用される契約の規約に基づいて携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、本サービスによる通信を一時的に制限することがあります。
- 2.前項の場合、契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第46条(危険SMS拒否設定によるSMSの受信に関する制限)

- 1.弊社は、本サービスのうち弊社が指定する携帯電話事業者の通信網によってSMSを利用することができるサービスの利用契約において、あらかじめ危険SMS拒否設定を適用して提供します。
- 2.契約者(前項のサービスの契約者を指し、以下、本条において同様とします)は、弊社所定の手続きにより、危険SMS拒否設定の適用を解除すること、および、解除後に再度適用させることができます。
- 3.前二項にかかわらず、SMSの受信について契約者が別の設定をしている場合は、危険SMS拒否設定が適用されない場合があります。
- 4.契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める事項を承諾するものとします。
- (1)危険SMS拒否設定が、全ての危険SMSの受信を拒否することを保証するものではないこと。
- (2)危険SMS拒否設定により受信を拒否されたSMSを復元することができないこと。
- 5.契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、危険SMS拒否設定によりSMSの受信が拒否されたこと、または、危険SMS拒否設定が適用されているにもかかわらず危険SMSを受信したことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第47条(通信時間等の制限)

- 1.第45条(通信利用の制限)および第46条(危険SMS拒否設定によるSMSの受信に関する制限)の規約による場合のほか、弊社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
- 2.前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規約に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置(弊社または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます)をとることがあります。
- 3.弊社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を切断することがあります。
- 4.弊社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスによる通信を円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。
- 5.前四項の場合、契約者は弊社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
- 6.弊社は、本条に規約する通信時間等の制限を実施するため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第48条(通信時間の測定)

- 通信時間の測定方法は、次の通りとします。
- (1)通信時間は、双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻(その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします。)から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、弊社の機器(協定事業者の機器を含みます)により測定します。
- (2)ただし、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき(第45条(通信利用の制限)により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします)は、協定事業者が別途定める規約による時間を通信時間とします。

第八章	サポート
-----	------

第49条(サポート)

- 1.弊社は、契約者に対し、本サービスの利用期間中、本サービスの利用に関する技術サポートを提供します。
- 2.弊社は、前項に定めるものを除き、契約者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。
- 3.弊社は、契約者に提供している本サービスのアップデート等のサービスを中止する権利を留保します。
- 4.弊社は、本サービスの利用に関する一般的な技術情報を除き、いかなる技術情報も提供する義務を負いません。

第50条(情報の収集)

- 1.弊社は、本サービスに関し、契約者の同意を得て、契約者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者から必要な情報が提供されない場合、十分な技術サポート等を提供できないことがあります。
- 2.弊社は、前項により弊社が契約者から収集した情報について、技術サポートのほか、弊社サービスの提供に伴う契約者の本人確認、アフターサービス、新商品および特典情報等のご案内ならびに商品開発およびサービス向上等のための調査に利用することがあります。ただし、契約者を特定できる形で利用することはありません。

第九章	保守
-----	----

第51条(弊社の維持責任)

- 1.弊社は、弊社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第52条(修理または復旧)

- 1.弊社は、弊社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。
- 2.弊社は、弊社の電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化または消失したことにより契約者に損害を与えた場合、それが弊社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第53条(保証の限界)

- 1.弊社は、本サービスによるデータ通信サービスの利用に関し、弊社の電気通信設備を除き、相互接続点を介し接続している、電気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。
- 2.弊社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。

第十章	損害の賠償
-----	-------

第54条(弊社の責めに帰すべき事由による損害)

- 1.弊社は、データ通信サービスまたは音声サービス(以下、「弊社通信サービス」といいます)を提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき事由により弊社通信サービスが全く利用できない状態(その商品にかかる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、同様とします)となり、そのことを弊社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その利用不能による損害を賠償します。
- 2.前項の場合における賠償は、月額基本料および音声オプションサービス料から、弊社が適当と認める金額を減じる方法により行います。ただし、弊社は状況に応じて、これとは別の方法により賠償を行う場合があります。
- 3.前項各号の場合において、減じる金額は、弊社通信サービスが全く利用できない状態が継続した時間(24時間の倍数である部分)に限り、以下、同様とします)を24時間ごとに数え上げて得た日数(以下、「利用不能日数」といいます)に相当する金額に限るものとし、付与する利用期間は、利用不能日数に限るものとします。
- 4.前項にかかわらず、契約者が、弊社通信サービスの利用不能により通常生ずべき損害を賠償するためには当該利用不能日数に相当する金額を超える金額を減じるべきであること、または、当該利用不能日数を超える利用期間を付与すべきであることを証明した場合は、この限りではありません。
- 5.前4項の規約は、弊社に故意または重大な過失がある場合は適用されないものとします。

第55条(協定事業者の責めに帰すべき事由による損害)

- 1.弊社は、弊社通信サービスを提供すべき場合において、協定事業者が弊社に提供する接続サービスの障害等、協定事業者の責めに帰すべき事由により弊社通信サービスを提供できなかった場合であって協定事業者から弊社に対し損害が賠償された場合に限り、当該賠償額を、弊社通信サービスを利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の総額とし、減じるべき金額または付与すべき利用期間に換算したうえで、その利用不能による損害を賠償します。
- 2.前項の場合における賠償の方法は、第54条(弊社の責めに帰すべき事由による損害)第2項の規約が準用されるものとします。

第56条(不可抗力免責)

- 1.天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、契約者が弊社通信サービスを利用できなかったときは、弊社は、一切その責任を負わないものとします。

第57条(本サービスの利用または利用不能から派生した損害)

- 1.弊社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含みます)について、その品質、完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性、ウイルスの不存在その他何らの保証も行いません。当該情報等のうち弊社以外の第三者による提供にかかるものに起因して生じた損害について、弊社は何らの責任も負わないものとします。
- 2.弊社は、本サービスを利用した場合に生じた、情報等の破損、滅失もしくは第三者に対する漏洩による損害について、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 3.弊社は、本サービスの不具合その他の瑕疵、契約者による本サービスの利用もしくは利用不能、または契約者に対するサポートサービスの提供もしくは提供不能の結果として生ずべき契約者の逸失利益、機密情報の損失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの侵害、その他契約者が被るべき一切の金銭的および非金銭的損害、損失ならびに費用に関し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第58条(損害賠償額の上限)

- 1.弊社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実には発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は弊社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、弊社に故意もしくは重大な過失がある場合、または第55条(協定事業者の責めに帰すべき事由による損害)に規約する場合はこの限りではありません。

第十一章	雑則
------	----

第59条(携帯電話事業者との契約)

- 1.契約者は、本サービスを利用するにあたって契約者と携帯電話事業者との間で接続契約が締結され、本サービスの利用の終了により接続契約が解約される場合があることを了承します。その場合、弊社が当該接続契約の申込および解約を携帯電話事業者に取り次ぐものとします。なお、契約者において特段の手続きは不要です。

第60条(商品の販売終了)

- 1.弊社は、本サービスの全部または一部の販売を予告なく終了することがあります。
- 2.弊社は、前項の規約により本サービスの販売を終了したときは、弊社Webサイトにおいて契約者に告知します。
- 3.本条第1項の規約により弊社が本サービスの販売を終了した場合であっても、その時点で本サービスの利用を開始している契約者は、引き続き当該商品を利用することができます。ただし、第62条(商品の廃止)の規約により弊社が当該商品を廃止した場合は、この限りではありません。

第61条(利用申込み等の受付終了)

- 1.弊社は、第60条(商品の販売終了)の規約により販売を終了した商品について、利用申込みまたは利用開始手続き(以下、「利用申込み等」といいます)の受付を終了することがあります。
- 2.弊社は、前項の規約により商品の利用申込み等の受付を終了するときは、当該商品の利用申込み等の受付を終了する日までに相当な期間において、第5条(弊社からの告知)の方法により契約者に告知します。
- 3.本条第1項の規約により弊社が商品の利用申込み等の受付を終了した場合であっても、当該商品の契約者は継続して当該商品を利用することができます。ただし、第62条(商品の廃止)の規約により弊社が当該商品を廃止した場合は、この限りではありません。

第62条(商品の廃止)

- 1.弊社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
- 2.弊社は、前項の規約により本サービスを廃止するときは、本サービスを廃止する日までに相当な期間において、第5条(弊社からの告知)の方法により契約者に告知します。

第63条(反社会的勢力の排除)

- 1.契約者は、次の各号に定める事項を証明し保証するものとします。
- (1)自己が、暴力団、暴力団関係企業・団体またはこれらに所属する者、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます)ではなく、将来においても同様であること。
- (2)自己が、反社会的勢力等と関係(人的関係、資金的関係、取引関係を含むがこれらに限られない)を有しておらず、将来においても同様であること。ただし、法令上の義務の履行に基づく取引関係についてはこの限りではない。
- 2.契約者は、自己または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為
- 3.契約者は、弊社が前二項の事項の確認のために調査を実施する場合は、合理的な範囲で協力し、弊社が要請した資料等を提出するものとします。
- 4.弊社は、契約者が本条に違反した場合、何らの通知、催告を要せず、直ちに本サービスの利用契約の全部または一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、契約者は、その解除による損害について、損害賠償請求その他名目の如何を問わず、弊社に対し何らの請求もすることができないものとします。

第64条(分離性)

- 1.本利用規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本利用規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第65条(準拠法)

1.本利用規約は、日本国法を準拠法とします。

第66条(協議)

1.弊社および契約者は、本サービスまたは本利用規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第67条(管轄裁判所)

1.弊社および契約者は、本サービスまたは本利用規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

〈改訂履歴〉

令和5年1月5日	改定
令和5年2月24日	改定
令和6年1月18日	改定
令和6年2月1日	改定
令和6年8月8日	改定
令和6年10月31日	改定
令和7年12月15日	改定
令和8年3月1日	改定

誰でもスマホ音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書

第一章	申込および利用開始日について
-----	----------------

第1節 申込方法

- 申込みは以下3つの方法があります。
- ・誰でもスマホのWebサイトから申込み
- ・申込書を記入し、弊社所定の方法で送付
- ・店頭で申込み

第2節 申込種類

- 申込みは以下の2種類があります。
- ・新規申込み(新規発番)
- ・MNP転入申込み(番号ポータビリティ転入申込み)

第3節 申込みから商品お届け迄の流れ

申込方法と申込種類によって、商品お届け迄の流れが変わります。

①(新規申込み)

(1)誰でもスマホのWebサイトから申込み

- 弊社の流れ
- ・申込受領
- ・申込調査
- ・商品発送準備※1
- ・特定事項伝達型本人限定受取郵便等による商品発送※2
- ・支払確認(要調査)
- お客様の流れ
- ・誰でもスマホのWebサイトから申込み
- ・商品受取時に本人確認
- ・支払い※3
- ・商品受取/利用開始※4

(2)申込書をFAXにて送信する申込み

- 弊社の流れ
- ・申込書と本人確認書類の写しをFAXで受領
- ・申込調査
- ・お客様からの受電で、契約内容の確認と請求発行
- ・商品発送準備
- ・商品発送※2
- ・支払い確認
- ・【申込時に住民票の写しを提出の場合】住民票の現物を確認し開通
- お客様の流れ
- ・申込書を記入し、本人確認書類の写しと一緒にFAXで送付
- ・弊社に架電し、契約内容の確認と請求受領※5
- ・支払い※3
- ・商品受取/利用開始※4
- ・【申込時に住民票の写しを提出の場合】住民票の現物を弊社へ送付→利用開始

(3)店頭で申込み

- 弊社の流れ
- ・商品説明
- ・申込受付
- ・申込調査
- ・支払確認
- ・商品準備
- ・商品受渡※6
- お客様の流れ
- ・店舗訪問
- ・説明を受ける
- ・店頭スタッフに申込内容伝達
- ・支払い※3
- ・商品受取/利用開始※4

②(MNP転入申込)

(1)誰でもスマホのWebサイトから申込み

- 弊社の流れ
- ・MNP転入の申込受領※8
- ・申込調査
- ・MNP申請※7
- ・商品発送準備※1
- ・特定事項伝達型本人限定受取郵便等による商品発送※2
- ・支払確認
- ・お客様の連絡を起点にMNP開通作業
- お客様の流れ
- ・誰でもスマホのWebサイトから申込み※12
- ・商品受取時に本人確認
- ・支払い
- ・MNP開通を弊社に依頼
- ・商品受取/利用開始

(2)申込書をFAXにて送信

- 弊社の流れ
- ・申込書をFAXで受領
- ・申込調査
- ・お客様からの受電で、MNPでの契約意思の受付と契約内容の確認と請求発行※13

- ・MNP申請
- ・商品発送準備
- ・商品発送
- ・支払確認
- ・お客様の連絡を起点にMNP開通作業

- お客様の流れ
- ・申込書を記入し、FAXで送付
- ・弊社に架電し、MNPでの契約意思の伝達と契約内容の確認と請求受領
- ・支払い
- ・MNP開通を弊社に依頼
- ・商品受取/利用開始

(3)店頭で申込み

- 弊社の流れ
- ・商品説明
- ・申込受付
- ・申込調査
- ・支払確認
- ・MNP申請※11
- ・商品準備
- ・商品発送
- ・お客様の連絡を起点にMNP開通作業

- お客様の流れ
- ・店舗訪問
- ・説明を受ける
- ・店頭スタッフに申込内容伝達
- ・支払い
- ・商品受取
- ・MNP開通を弊社に依頼※9
- ・利用開始

※1.商品発送準備

お客様がSIMカードとセットで携帯電話端末を購入している場合、携帯電話端末にSIMカードを挿し、アクティベーションを行ったうえで商品を発送します。

※2.商品発送

商品は、お客様による所定の手続きを行った後に、弊社指定の宅配サービスにて、提出された本人確認書類に記載の住所に配送するものとします。

●誰でもスマホのWebサイトから申込みの場合

- ・佐川急便による受取人確認サポートでの配送

平日15時、土日祝日10時までに受け付けたものを、当日中に発送します。それ以降に受け付けたものは、翌日に発送します。

●申込書をFAXにて送付する申込の場合

- ・ヤマト運輸の転送不可(転送不要)扱いにて配送

弊社営業日の平日15時、土日祝日10時までに初期費用の支払いが確認できたものを、当日中に発送します。それ以降の支払い分は、翌日に発送します。

※3.支払い

初期費用(契約事務手数料、端末代金など。)の支払方法は、申込方法によって異なります。

●誰でもスマホのWebサイトから申込みの場合

- ・代金引換にてお支払い

●申込書をFAXにて送付する申込みの場合

- ・代金引換にてお支払い

●店頭で申込みの場合

- ・店頭または、コンビニでのお支払い

※4.商品受取/利用開始

利用開始日の詳細は、【第一章第7節サービスの利用開始日】をご確認ください。

※5.弊社に架電し、契約内容の確認と請求受領

FAX送付から30分程度間隔を空けてから、お客様はメモをご準備の上、弊社へお電話をお願いします。また、FAXの送付日から14日以内にお電話がない場合は申込みを取消します。

※6.商品受渡

お客様がSIMカードとセットで携帯電話端末を購入している場合は、携帯電話端末にSIMカードを挿し、アクティベーションを行ったうえで商品をお渡ししております。

※8.MNP転入の申込受領

MNP予約番号と予約番号の有効期限、MNP転入する電話番号を誰でもスマホのWebサイトに入力いただいております。MNP予約番号は、有効期限までの残日数が10日以上のものご用意ください。

※7.MNP申請

MNP転入申込の場合は、SIMカードの準備にお時間をいただいております。SIMカードの準備に必要な期間は、MNP転入申込を弊社が受領してから約4営業日です。

※9.MNP開通を弊社に依頼

お客様は弊社からSIMカードが届きましたら、弊社所定の方法でご連絡ください。お客様からご連絡をいただいてから約30分でMNP開通作業を行います。転出元の契約状況により、開通エラーとなる可能性があります。30分以内に開通されない場合は弊社までご連絡ください。

MNPの有効期限日の2営業日前までにお客様からMNP開通作業の依頼のご連絡がない場合は、弊社でMNP開通作業を行います。MNP開通作業を行うと、以前のSIMカードでは通信ができなくなり、旧携帯電話事業者との契約は解除されます。

※10.申込書受付の場合のMNP転入申込

申込書にMNP転入申込に関わる情報の記載欄がないため、お電話口でMNP転入申込の方法により契約を行う旨及びMNP転入申込に必要な以下の情報を申請してください。

- ・MNP予約番号
- ・予約番号の有効期限
- ・MNP転入申込する予定の電話番号

※11.店頭でのMNP転入申込

MNP転入申込のSIMカードの準備に約4営業日の日数がかかります。MNP転入申込を店頭で申込みされる場合は、準備が整い次第、弊社から本人確認書類の住所宅宛てに転送不可でSIMカードを発送します。MNP転入申込のSIMカードを、店頭でお渡しすることはできません。

※12.WEBサイトからの申込の場合

支払方法に口座振替を選択した場合、申込日の翌日から起算して3日以内に指定の方法で口座振替登録が完了した時点をもって、申込み完了とします。
なお、当該期間内に口座振替登録が完了しない場合、申込みはキャンセルとします。

第4節 申込全般に関わる注意事項

- 対応端末については、弊社のWebサイト(URL:<https://www.a-sas.ne.jp/simtype>)でご確認ください。
- 未成年の方は、本商品の申込みまたは購入はできません。
- 法人名義では、本商品の申込みまたは購入はできません。
- 申込みを重複して受付けた場合、先に受付けた申込みを有効とし、以降の申込みは先の申込みがキャンセルとなるまで無効となります。
- 申込内容に不備等があり、14日以内に不備が解消しない場合は申込みを取消します。
- 申込内容の変更及びキャンセルは、以下の内容に応じて対応が可能です。
 - (1)誰でもスマホのWebサイトから申込み
 - ・お申込みが完了するまで。お申込完了後のキャンセルは承れません。
 - (2)申込書をFAXにて送信する申込み
 - ・弊社が商品を発送するまで
 - (3)店頭で申込みの場合
 - ・初期費用をお支払いするまでまた、初期費用が無料の場合は、申込みが完了するまで申込内容の変更や、申込みのキャンセルを希望の場合は、誰でもスマホヘルプデスクまでご申請ください。
 - お客様が利用するソフトウェアによっては、意図しないデータ通信が行われる場合があります。
 - 本商品はNTTドコモのネットワークを利用しますが、NTTドコモが提供するサービスではありません。本商品のサービス内容および料金のいずれも、NTTドコモとは関係がありません。
 - 本商品では、NTTドコモのサービスであるspモード®、iモード®等は利用できません。
 - 本商品では、NTTドコモのメールアドレス(docomo.ne.jp)の付与はありません(NTTドコモのサービスをご利用のお客様が、引き続きNTTドコモのメールアドレス(docomo.ne.jp)をご利用になる場合は、NTTドコモ所定のお手続きが必要です(詳細はNTTドコモにお問合せください)。
 - 本商品では、弊社によるメールアドレスの提供はありません。
 - 本商品のご利用には、弊社利用規約(URL:<https://www.a-sas.ne.jp/agreement/>)の承諾が必要です。
 - 弊社は、以下の場合には、利用申込みを承諾しないことがあります。
 - (1)申込みの内容に不備または事実と反する記載があるとき(申込内容に記入もれ、誤記または虚偽の記載がある場合のほか、申込時に提示または提供される本人確認書類もしくはその写しが虚偽または偽造である場合を含みます。)
 - (2)申込者の過去の申込みが上記(1)に該当していたとき。
 - (3)申込者が料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4)申込者が過去に合理的な理由なく本商品もしくは他の商品の受領を怠り、もしくは故意に受領を遅らせる等の事実があったとき、または現にこれらの事実があるとき。
 - (5)申込者が弊社との間で、既に音声通話サービスに対応した商品を契約しているとき。
 - (6)申込者が過去に弊社利用規定に違反していたことが判明したとき、または現に違反しているとき。
 - (7)その他、弊社の業務の遂行上著しい支障があると判断するとき。
 - 利用開始初月の月額基本料は日割りとなります。音声オプションの利用料は日割計算を行いません。月額基本料の日割料金は【第四章第2節①(月額基本料)】をご確認ください。
 - Webサイトからの申込み、もしくは店頭での申込みの場合において、過去に弊社との契約があり、未払いの債務がある場合は、未払いの債務を支払った後に契約申込みを受け入れます。ただし、未払いの債務が口座振替で請求されている、かつ1万円未満の場合は、未払いの債務が支払完了前であっても契約申込みを受付します。
 - 申込書をFAXにて送信する申込みの場合は、過去に弊社と契約があり、かつ未払いの債務があるときは、初期費用と一緒に未払い債務を請求します。また、その初期費用支払いに用いる決済番号の有効期限は、新規発番の場合は発行から14日間・MNP転入の場合は発行から2日間です。
 - ネットワーク暗証番号及びPINコードは、それぞれ誰でもスマホ申込完了通知書に記載しております。
 - SIMロック状態となり、PUKコードの入力が必要な場合は、誰でもスマホヘルプデスクにお問い合わせください。
 - MNP転入契約時は、お客様の申込みが確認できた後に転入手続きを行います。転出元の通信会社が転出を拒否した場合は、MNP転入契約を承ることができません。その場合は、弊社はお客様に新規発番での契約を提案します。新規発番での契約をお客様が拒否する場合は、本契約は初期契約解除となります。なお、この場合の初期契約解除では、書面による初期契約解除の意思表示は不要です。

第5節 電気通信サービスの内容

- 弊社は、以下の電気通信サービスを提供しております。
 - ・音声通話サービスおよびデータ通信サービス(MVNO携帯電話端末サービス)
 - ・データ通信サービス
- 弊社の電気通信サービスは、基地局から離れた地域や電波受信に障害となる建造物がある地域などでは、ご利用いただけないことがあります。
- 弊社の音声通話サービスは、音声通話サービスとデータ通信サービスをセットでご利用いただくプランです。音声通話サービスのみの申込みはできません。
- 弊社は、第三者課金発信による音声通信を主として利用しております。その品質に関して、通常発信による音声通信と同等の品質を保証するものではありません。

第6節 誰でもスマホ申込完了通知書について

- (1)商品を配送で受け取る場合
誰でもスマホ申込完了通知書は、商品と同梱でお送りします。
- (2)商品を店頭で受け取る場合
誰でもスマホ申込完了通知書は、商品と一緒に店頭でお渡しします。※本人確認書類の種類によっては本人確認書類の住所宛に発送となります。

第7節 サービスの契約完了日と利用開始日

- 契約完了日について
サービスの契約完了日は、初期費用の支払いが完了した日となります。
- 利用開始日について
サービスの利用開始日は、申込種類によって異なります。
 - (1)誰でもスマホWebサイトから申込みをした場合、または、店頭で申込みをした場合
 - ・商品の受取りが完了した日の翌日が利用開始日となります。※なお、誰でもスマホ契約代理店にて住民票を用いて契約した場合に限り、その場での本人確認が成立していません。そのため、後日、本人確認書類の住所宛への申込完了通知書の到着後、お客様から誰でもスマホへの開通連絡完了後に回線の開通処理を行います。その回線の開通を行った日が利用開始日となります。
 - (2)申込書を使用した申込で、提出する本人確認書類が住民票以外**の場合。
 - ・利用開始日は、商品の受取日の翌日です。
 - (3)マイページからの申込みの場合
 - ・利用開始日は、商品発送から3日後です。
 - (4)申込書を使用した申込で、提出する本人確認書類が住民票の場合
 - ・利用開始日は、
 - ①弊社にて住民票の確認が完了
 - ②商品の受け取り完了上記を両方とも満たした日の翌日です。

また、すべての場合において、利用開始日より月額基本料の課金を開始します。

第二章	本商品の配達・受領に関して
-----	---------------

第1節 本商品の配達について

- 弊社は、お客様の登録住所(本人確認書類の住所)宛に本商品を送付します。

- Webサイトからの申込みの場合
- ・商品は、佐川急便の受取人確認サポートを用いて配達します。商品の受取時には、必ず本人確認書類が必要となります。
- FAXでの申込み、または郵送での申込みの場合
- ・商品は、本人確認書類の住所へ転送不要郵便で配達します。本人確認書類以外の住所への配達には承れません。

- 第2節 本商品の受領について
- 配達先の住所にお客様が居住していないなどの理由で、弊社に本商品が返品されてしまった場合は、返却翌日に本申込をキャンセルとします。弊社に本商品が返品される前にご住所の変更をいただいた場合、一定期間商品を保管し商品の再送の調整を行います。
 - 佐川急便「受取人確認サポート」で配送される商品のお受け取り時には、配送業者に対し以下の手続きが必須となります。
 - ・公的本人確認書類(原本)の提示
 - ・代金引換による初期費用のお支払い

第三章	サービスに関する内容
-----	------------

- 第1節 音声通話サービスの内容
- ①(利用できるサービスについて)
- SMS(ShortMessageService):ご利用いただけます。
 - +メッセージ@(+プラスメッセージ):ご利用いただけます
- (ご利用にはアプリのダウンロードが必要です。詳細はNTTドコモにお問合せください)。
- 国際通話:ご利用いただけません。
 - 国際ローミング:ご利用いただけません。
 - MMS(MultimediaMessagingService):ご利用いただけません。
- ②(通話料の計算について)
- 通話料は暦月単位で計算します。
 - 翌暦月にかけて連続して使用した通話は、翌暦月の通話料に算入します。
 - 通話料に関しては、【第四章第2節②(通話料)】をご確認ください。
- ③(電話かけ放題サービスに関する注意事項)
- 電話かけ放題サービスは、日本国内の固定電話や携帯電話宛ての発信が無料になります。
 - 10分かけ放題オプションをご利用の場合は、規定時間までの通話が無料になります。
 - 以下の場合は、電話かけ放題サービスで無料対象外となります。
 - ・電話番号案内(104)や時報サービス(117)などの3桁特番
 - ・着信課金サービス
 - ・ナビダイヤル(0570)などの接続サービス
 - ・国際電話(WORLD CALL、WORLD WING)
 - ・クイックダイヤル(#ダイヤル)
 - ・事業者識別番号(00XY)
 - ・留守番電話サービスのメッセージ再生時に「1416」または「1417」に発信する場合
 - ・他社着信転送サービス(他の電気通信事業者が有する電話番号を介して他の電話番号に着信させることを主な目的とするサービス)に該当するものと弊社が判断する電話番号
 - ・10分かけ放題オプションをご利用時、規定時間以上の通話をご利用の場合
 - 弊社がお客様の過度な発信を検知した場合は、過度な使用を警告させていただくことがあります。また、再三警告をしても改善されない場合や、短期間で弊社が想定する使用量を超えて発信を行っている場合は、お客様との契約を解除させていただく場合もあります。

- 第2節 SMSサービスの内容
- ①(サービスの内容)
- SMSの送信にはSMS通信料がかかります(無料通信分はありません)。
 - SMSの送信には、1通あたりの送信文字数や1日あたりの送信数に上限があります(送信先事業者や海外からの送信等の状況により異なります)。
 - SMSの受信は無料です。
- ②(SMSサービスに関する注意事項)
- SMS及び国際SMSは送信料金がかかります。送信料金は【第四章第2節③(SMS送信料)】をご確認ください。
 - 迷惑SMSお断りサービスが初期で付帯されています。
 - 1日あたりの送信数上限は全角70文字で199通までとなります。
 - SMS相互接続他事業者へ送れる文字数は全角70文字までです。
 - 海外からの送信料は100円/通(不課税・全角1文字～70文字まで)となります。
 - ご利用の機種またはアプリにより、1回に送信可能な文字数は異なります。
 - SMSを送信する場合は、必ず相手先へ発信者番号が通知されます。
 - ご利用の機種またはアプリにより、SMSサービスをご利用いただけない場合があります。
 - SMSでは題名の入力できません。
 - 受信したSMSに返信できない場合があります。
 - 宛先の電話番号に184／186を付与した場合は、SMSを送信できません。
 - 本文に半角カタカナや絵文字を使うと、受信側で正しく表示されない場合があります。
 - ご利用端末の電源が入っていない場合や、圏外などで受信できない場合は、SMSセンターで保管します。
 - 電波状況などにより、受信したSMSが正確に表示されない場合があります。
 - 送達通知は、送達通知非対応機種や他事業者宛では正常に回答しない場合があります。
 - 絵文字を受信した場合は、「＝」などに変換されて表示される場合があります。
 - iPhone搭載の絵文字を受信した場合は、端末によって正しく表示されない可能性があります。
 - FaceTimeやiMessageのアクティベーション等(※1)、ご利用のアプリによって国際SMS料金が発生する場合がありますのでご注意ください。
- ※1アクティベーションが発生する一例
- FaceTimeやiMessage等、弊社では動作を保障しておりません。サービス内容や仕様につきましては提供元にご確認ください。
 - ・FaceTimeやiMessageの設定をオフからオンに切り替える場合。
 - ・iTunesからの復元(初期化)を行う場合。(FaceTime設定がオフになります。ご利用になるにはオンに切り替える必要があります。)
 - ・別のSIMカードに差し替えを行う場合。(FaceTime設定がオフになります。ご利用になるにはオンに切り替える必要があります。)
 - 危険SMS拒否設定をあらかじめ適用しています。

- 第3節 データ通信サービスの内容
- ①(データ通信サービス全般について)
- 本商品の通信速度はベストエフォート方式であり、実際の通信速度を保証するものではなく、周波数を複数のお客様で共用することから、速度が低下することがあります。また、利用場所や通信状況により、速度が低下することがあります。
 - ファイル交換(P2P)アプリケーション等に制限を設ける場合があります。
 - インターネットへの接続が一定時間を超えたお客様のご利用回線を、一旦切断させていただく場合があります。
 - プライベートIPアドレスによるサービスです。
 - 弊社は、本商品の提供、保守、およびこれに付随する業務を行うために、トラフィック情報の収集、分析等を行います。
 - テザリングをご利用いただくには、端末がテザリング機能に対応している必要があります。
 - 上記を含む本商品の利用制限等は、テザリング時にも適用します(テザリング時に特有の制限はありません)。
 - 動画再生や連続したデータ通信にはトラフィック制御を設けています。
 - 国際ローミングはご利用いただけません。
 - ガラケーサービスは音声通話専用のプランとなり、データ通信サービス(インターネット接続、メール送受信等)はご利用いただけません。それに伴い、データ通信容量の追加や繰り越し等のサービスも対象外となります。

②(基準データ通信量および通信速度について)

- 本商品では、一料金月に使用する基準となるデータ通信量(以下、「基準データ通信量」といいます)に応じたデータ通信プラン(上限1GBプラン、3GBプラン、5GBプラン、7GBプラン、30GBプラン、50GBプラン、100GBプラン、1000GBプラン)を提供しています。
- 商品は、データ通信プランを「1GBプラン」に設定した状態で発送します。お申込みいただいたプランへの変更手続きは、商品の受取日の翌日(利用開始日)に弊社にて行います。なお、この弊社によるプラン変更は、お客様によるプラン変更回数(一料金月に一度)には含まれません。
- 一料金月に使用したデータ通信量(低速度制限(後述)時に使用したデータ通信量は含まず、以下、「データ通信使用量」といいます)が基準データ通信量に達するまで、通信速度の制限はありません。
- 1000GBプランの基準データ通信量は1,000GBです。データ通信使用量が1,000GBを超過した場合、翌日より通信速度が200kbpsに制限されます(データ通信使用量が1,050GBに達するまで)。
- 1000GBプランは、データ通信容量追加サービス(ギガ購入)およびデータ増量オプションサービスの対象外です。データ通信使用量が1,050GBに達し速度制限がかかった場合であっても、容量追加による速度制限の解除はできません。
- 1000GBプランでは、回線混雑対策として、毎日12時から13時の間は通信速度が128kbpsに制限されます。
- 50GBプランおよび100GBプランから1000GBプランへの即時プラン変更はできません(翌月適用での変更のみ承ります)。
- 基準データ通信量は、料金月ごとに設定されます。料金月の末日に残存している基準データ通信量は契約プランの基準データ通信量を上限として翌月へ繰り越すことができます。(例: 1GBプランの場合は、1GBまで繰り越しが可能。)
- 料金月の末日から翌料金月の初日にかけて連続して使用したデータ通信量は、翌料金月のデータ通信使用量に算入します。
- 生活応援プランは契約後6カ月間限定で有効のプランです。それ以降はプラン変更を行っていない場合、1GBプランの利用料金となります。
- 1000GBプランは月の新規契約数に限りがあります。上限数を迎えた際には予告なく受付を終了いたします。

③(データ通信プランの選択(変更)について)

- データ通信プランの変更は、誰でもスマホマイページもしくは誰でもスマホヘルプデスクから申込みください。
- 変更後のデータ通信プランが変更前のデータ通信プランより低いとき、変更申込手続きの申請日が属する料金月の翌月から適用されます。ただし、データ通信プランの変更の申請日が月末最終営業日の18時以降の場合は、変更の適用が翌々月の初日からになります。
- なお、1000GBプランについては、30GBプランより上位、かつ50GBプランより下位のプランとして取り扱います。
- 変更後のデータ通信プランが変更前のデータ通信プランより高いとき、適用日を以下の二つから選択することが可能です。

(1)申請日当日から適用する

(2)変更申込手続きの申請日が属する料金月の翌月から適用する

ただし、データ通信プランの変更の申請日が月末最終営業日の18時以降の場合は、変更の適用が翌々月の初日からになります。

- データ通信プランの変更手数料は無料です。
- 電話番号の変更はありません。
- SIMカードの変更はありません。
- データ通信プランの変更申請は、一料金月に一度のみとなります。
- データ通信プランの変更は、即日プラン変更をする申請と、来月からプラン変更をする申請があります。即日プラン変更をする申請については、キャンセルをすることができません。来月からプラン変更をする申請の場合は、プラン変更申請月の月末18時までであればキャンセルが可能です。
- 解約申請後(解約の詳細は、【第七章第1節解約について】をご確認ください)、データ通信プランの変更申請を行うことはできません。
- 生活応援プランはプラン変更を申請した時点でその権利が失われ、再度生活応援プラン料金の適用を受けることは出来ません。

④(データ通信容量追加サービスについて)

- データ通信容量の追加は手数料の入金確認が取れてからの対応となります。データ通信容量追加サービスの詳細は、【第三章第4節②(データ通信容量追加サービスについて)】をご参照ください。

⑤(データ通信使用量の確認について)

- データ通信使用量を確認する場合は、誰でもスマホマイページからご確認ください。

第4節 オプションサービスについて

①(音声オプションについて)

- 音声オプションは、留守番電話サービス、割込通話サービス、転送電話サービス、迷惑電話お断りサービスがあります。
- 留守番電話サービス、割込通話サービスは有料のオプションであり、その利用料金は【第四章第2節④(音声オプションサービス料)】からご確認ください。
- 転送電話サービスは、令和5年2月22日より新規受付を終了しています。
- 留守番電話サービス、転送電話サービスを使用した際の通話には、通話料が発生します。(かけ放題の対象ではありません)利用料金は【第四章第2節④(音声オプションサービス料)】からご確認ください。
- 迷惑電話お断りサービスは無料で提供しております。
- 音声オプションの設定方法の詳細は、弊社Web(URL: <https://www.a-sas.ne.jp/option/>)をご確認ください。
- 音声オプションの変更は、加入や廃止を示します。
- 音声オプションの変更申請は、各オプションごとに一料金月内に一度のみとなります。
- 音声オプションの変更手数料は無料です。
- 音声オプションの変更は、マイページもしくは誰でもスマホヘルプデスクにお問い合わせください。
- 迷惑電話お断りサービスは、本商品を契約時に自動で付帯しています。留守番電話サービス、割込み通話サービスについては、加入申請が必要です。
- 音声オプションの加入は、サービス変更の申込日の当日から適用されます。ただし、音声オプションの変更の受付完了時刻が18時を過ぎていた場合は、翌営業日に適用となります。
- 音声オプションの廃止は、変更申込手続きの申請日が属する料金月の翌月から適用されます。ただし、データ通信プランの変更の申請日が月末最終営業日18時以降の場合は、変更の適用が翌々月の初日からになります。
- 電話番号の変更はありません。
- SIMカードの変更はありません。
- 追加申請した音声オプションの変更は、キャンセルすることができません。
- 廃止申請した音声オプションの変更は、申請月の月末までであれば、キャンセルが可能です。
- 解約申請後(解約の詳細は、【第七章第1節解約について】をご確認ください)、音声オプションの変更申請を行うことはできません。

②(データ通信容量追加サービスについて)

- データ通信プランで定められているデータ使用量の上限を1GB単位で追加できるサービスです。
- データ通信容量追加は、前払いとなります。追加にかかる請求を支払った後にデータ通信容量の追加を行います。
- 申込後、コンビニエンスストアの決済番号を発行、もしくはクレジットカードでの決済をかけます。コンビニエンスストアでの支払いの場合、支払が確認でき次第、クレジットカードの場合、決済が成功次第、データ通信容量の追加を行います。
- データ通信容量追加サービスは、1GB単位で30GBまでまとめて申請が可能です。データ通信容量追加サービスの未払いの請求がある状態で、データ通信容量追加サービスの申請を行うことはできません。
- データ通信容量追加サービスは、音声通話サービスに付随しているデータ通信サービスが対象です。音声通話サービスが付随していないデータ通信サービス、および「1000GBプラン」をご契約のお客様はデータ通信容量追加サービスの対象外です。
- 追加したデータ通信容量は、申込みがあった料金月のみ有効です。追加分が余った場合は、翌月に繰り越すことはできません。
- データ通信容量追加サービスは、マイページもしくは誰でもスマホヘルプデスクから申込ください。
- データ通信容量追加サービスの料金は、【第四章第2節⑦(その他通信料金以外の費用)】をご確認ください。

③(回線の追加について)

- 誰でもスマホ契約を締結中の方に限り、1回線まで回線を追加することができます(以下、従前の回線を「メイン回線」、追加された回線を「サブ回線」といいます)。なお、誰でもスマホ新規申込時にサブ回線を同時に契約いただくことはできません。
- サブ回線申込中にメイン回線の利用契約が解約となった場合、本申込は無効になります。
- なお、既に初期費用が支払われている場合は、初期契約解除と同様の解約処理を行います。
- 新規発番、MNP転入のどちらも可能です。ただし、MNP転入の場合は転出元の契約名義がメイン回線の契約名義と同じである必要があります。※MNP転入の場合、SIM準備期間が発生するため商品発送まで1週間程度かかります。
- サブ回線追加の申込受領後、初期費用の決済番号を発行します。商品の発送は、初期費用お支払い後となります。お申込時、お受け取り時にご登録いただいた本人確認書類のご提示が必要です。
- 初期費用の支払いに用いる決済番号の有効期限は、新規発番の場合は発行から14日間・MNP転入の場合は発行から2日間です。
- ご利用開始日は、商品をお受け取りいただいた翌日となります。

- メイン回線の契約の解約申請を行っている場合は、サブ回線の追加申請を行うことは出来ません。
- その他、月額料金や各種申請方法、提供サービス内容等はメイン回線と同様です。
- 毎月の請求は、メイン回線の請求と合算します。
- 回線の追加を希望の際は、誰でもスマホマイページよりお手続きをお願いいたします。

- ④(データ増量オプションサービスについて)
- データ増量オプションサービスは、誰でもスマホで音声通話サービスをご利用いただいている方向けのオプションサービスです。ただし、「1000GBプラン」をご契約のお客様は本オプションサービスの対象外となります。
 - データ増量オプションサービスは有料のオプションであり、その利用料金は【第四章第二節④(音声オプションサービス料)】からご確認ください。
 - 本オプションサービスへの加入は、音声通話サービスの新規契約申込み時に限ります。契約成立後の途中加入はできません。
 - 契約成立後のデータ増量オプションサービスの変更申請は、「廃止(オプション解約)」のみの受付となります。一度廃止した本オプションサービスに、再度加入することはできません。
 - 解約申請後(解約の詳細は、【第七章第1節解約について】をご確認ください)、データ増量オプションサービスの変更申請を行うことはできません。

- ⑤(10分かけ放題オプションについて)
- 10分かけ放題オプションは、規定時間内であれば制限なく通話をご利用いただけるサービスです。
 - 10分かけ放題オプションは、弊社が定める一定の条件を満たした契約者のみ、お申込みいただけます。
 - 10分かけ放題をご利用いただいている方は、月額利用料金から「10分かけ放題割引」の名目で値引きいたします。
 - 既定の時間以上通話をご利用された場合、通話料が発生いたします。
 - 10分かけ放題をご利用中に番号変更を申請された場合、変更後の番号へ10分かけ放題が適用されるタイミングは翌月からとなります。なお、申請月のご利用分については、本オプションによる割引は適用されません。

- 第5節 データ通信サービスの内容
- 誰でもスマホでは、データ通信サービスを提供しています。
- データ通信サービスの詳細は、【誰でもスマホデータ通信サービス重要事項説明書】をご確認ください。
- 第6節 SIMカードの再発行について
- SIMカードの紛失等、再発行が必要となった場合には、お客様の申込みにより再発行します。
 - SIMカードの再発行を行う場合は、誰でもスマホマイページ、もしくは誰でもスマホヘルプデスクから申込みください。
 - SIMカードの再発行を行う場合、同じ番号をそのまま使用するか番号を変更するかお選びいただけます。
 - SIMカードの再発行(同じ番号を使用する場合)に要する期間は、約4営業日です。※1
 - SIMカードの再発行(違う番号をご利用にならねたい場合)に要する期間は、約1営業日です。
 - SIMカードは、一般的な通常サイズ、MINIサイズ、NANOサイズに対応するサイズに対応できるSIM(いわゆるマルチカットSIM)をお渡しします。
 - 再発行するSIMカードは、お客様の自宅(ご登録されている住所)に配送でお送りします。ご登録済みではない住所にお届けすることは出来ません。
 - SIMカードの再発行に関わる費用の詳細は、【第四章第2節⑦(その他通信料金以外の費用)】をご確認ください。
- ※1.SIMカードの再発行に要する期間
- データ通信サービスのSIMカードの再発行に要する期間は、【誰でもスマホデータ通信サービス重要事項説明書 第二章第3節】をご確認ください。

- 第7節 不良品の交換について
- 弊社で販売したSIMカードに不良があった場合は、サービスの利用開始日から7日以内であれば商品を交換します。
 - SIMカードの不良品交換にかかる費用は無料です。
 - 不良品の交換は、誰でもスマホヘルプデスクから申込みください。
 - 音声通話サービスのSIMカードを交換する際は、電話番号に変更はありません。データ通信サービスのSIMカードを交換する際は、電話番号が変更になる場合があります。
 - 弊社よりご購入いただいた通信端末やアクセサリ類の不良品交換については、【誰でもスマホ通信端末およびアクセサリ類ご購入にあたっての重要事項説明書】をご確認ください。

第四章	電気通信サービスの料金
-----	-------------

- 第1節 契約事務手数料
- 契約事務手数料:0円(税込)

- 第2節 電気通信サービス料
- ①(月額基本料)
- 本商品の月額基本料は、当該料金月に選択されているデータ通信プランに応じて、以下のいずれかの金額を翌料金月の初日に課金します。
- ※ガラケーサービスは1GBプランでの契約となります。
- 音声通話サービス

プラン名	高速通信量の上限	月額基本料(税込)	日割料金(税込)
1GBプラン(※1)	1GB	2,948円	96円
3GBプラン	3GB	3,250円	106円
5GBプラン	5GB	3,650円	119円
7GBプラン	7GB	4,050円	131円
30GBプラン	30GB	4,378円	142円
50GBプラン	50GB	6,650円	215円
100GBプラン	100GB	9,650円	312円
1000GBプラン	1,000GB	7,650円	248円
生活応援プラン(※2)	1GB	1,496円	49円

- ※1.ガラケーサービスは契約上「1GBプラン」となりますが、データ通信機能は付帯しません(通話のみ利用可能です)。
- ※2.生活応援プランはWEBフォーム以外の初回申込時に、行政専用申込書を提示いただいた場合に限り申込可能なプランです。

②(通話料)

提供役務	利用料金(税込)
国内通話(下記の場合を除きます)	無料

・一方的または機械的な発信により、長時間または多数の通信を一定期間継続して接続する電話番号として弊社が指定する電話番号に発信する場合 ・他社着信転送サービス(他の電気通信事業者が有する電話番号を介して他の電話番号に着信させることを主な目的とするサービス)に該当するものと弊社が判断する電話番号に発信する場合 ・一般的利用と著しく異なる利用態様が認められるなどにより、通話以外の目的によるものと弊社が判断する場合 ・10分かけ放題オプションをご利用の方は、10分を過ぎて通話をしている場合	22.0円/30秒
電話番号案内(104)やその他3桁特番、着信課金サービス、ナビダイヤル(0570)などの接続サービス、国際電話については、かけ放題の対象外となります。なお、自ら00XYダイヤルをした場合は、ユーザダイヤルを優先します。一覧は下記の通りです。 ・特番系サービス(発信) 電話番号案内(104)や時報サービス(117)などの、クイックダイヤル(#ダイヤル)、事業者識別番号(00XY) また、着信した通話についても通話料が発生するサービスはかけ放題の対象外となります。一覧は下記の通りです。 ・国際電話 WORLD CALL、WORLD WING	所定の料金がかかります。
留守番電話サービスのメッセージ再生時に「1416」または「1417」に発信する場合	22.0円/30秒
転送電話サービスを用いて、転送先に通話を転送する場合	22.0円/30秒

③(SMS送信料)
1通当たりの料金です。

送信文字数(全角)	国内同士の送信料(税込)	国内から海外への送信料 (不課税)
1文字～70文字	4円	50円
71文字～134文字	7円	100円
135文字～201文字	10円	150円
202文字～268文字	14円	200円
269文字～335文字	17円	250円
336文字～402文字	20円	300円
403文字～469文字	24円	350円
470文字～536文字	27円	400円
537文字～603文字	30円	450円
604文字～670文字	33円	500円

④(音声オプションサービス料)

サービス名	月額基本料(税込)※日割料金はありません。
割込通話サービス	330円
留守番電話サービス	440円
データ増量オプションサービス	825円
転送電話サービス	無料
国際通話	提供しておりません
国際ローミング	提供しておりません
電話かけ放題	月額基本料に含まれます
10分かけ放題オプション	月額基本料金から550円値引きします。

⑤(ユニバーサルサービス料)
※ユニバーサルサービス制度について: 東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社が提供しているユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報電話など)を全国で公平かつ安定的に利用できる環境を確保するため必要な費用を通信事業者全体で応分に負担する制度です。この費用(ユニバーサルサービス料)は半年ごとに改定されるため、改正に伴い、お客様の負担額が変更となる場合があります。

⑥(電話リレーサービス料)
※電話リレーサービス制度について: 聴覚や発話に困難のある方(以下、「聴覚障害者等」といいます)と聴覚障害者等以外の方との会話を通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービスを適正かつ確実に提供できる環境を確保するために必要な費用を通信事業者全体で応分に負担する制度です。この費用(電話リレーサービス料)は、年度ごとに改定されるため、改正に伴い、お客様の負担額が変更となる場合があります。

⑦(その他通信料金以外の費用)
●データ通信容量追加サービス: 1GB330円(税込)
※データ通信容量追加サービスは、申込み毎に手数料220円(税込)が発生します。

- SIMカードの再発行手数料(音声通話サービス、データ通信サービス共通):3,300円(税込)
- ※コンビニでのお支払いには令和6年10月3日発行分よりコンビニ決済手数料220円(税込)が発生します。
- MNP転出の手数料:無料

第五章	電気通信サービスの料金の請求時期及び支払方法について
-----	----------------------------

第1節 請求時期について

(1)月額基本料、音声オプションサービス料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料
ひと月単位で計算し、翌月の7日(Aグループ)17日(Bグループ)に請求します。支払期限は、弊社から請求を受けた翌月5日(Aグループ)翌月15日(Bグループ)までとなります。

(2)通話料、SMS通信料
利用月の翌々月の7日(Aグループ)17日(Bグループ)に請求します。支払期限は、弊社から請求を受けた月の翌月5日(Aグループ)翌月15日(Bグループ)までとなります。

(3)データ通信容量追加サービス、SIMカードの再発行、契約後の機種購入
申込時に請求します。支払期限は14日間です。

第2節 支払方法について

(1)月額基本料、音声オプションサービス料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、通話料及びSMS送信料等、月額利用料として請求をするもの
コンビニエンスストアでの支払い・口座振替・クレジットカード/デビットカードのいずれかになります。なお、支払先のコンビニブランドはお客様が事前に設定をしたコンビニブランドになります。詳細は、【第六章第2節支払方法について】をご確認ください。

(2)データ通信容量追加サービス、SIMカードの再発行、契約後の機種購入
コンビニエンスストアでの支払い・クレジットカード/デビットカードのいずれかになります。なお、支払先のコンビニブランドはお客様が事前に設定をしたコンビニブランドになります。

第六章	毎月の請求と支払いについて
-----	---------------

第1節 請求に関する注意事項

- 月額利用料の請求は、弊社からSMSでお送りします。
- 月額利用料は、コンビニエンスストア、口座振替、もしくはクレジットカード/デビットカードで支払いができます。支払方法の詳細は【第六章第2節支払方法について】をご確認ください。
- 支払方法に関わらず、お客様にコンビニブランドの決定を行っていただきます。
- 口座振替で支払いをご希望の場合は、所定の手続きが必要です。
- 請求日及び支払期日は、支払いグループによって異なります。詳細は【第六章第2節支払方法について】をご確認ください。
- 請求金額に対する過払いや、請求の二重払いが発生した時は、お客様に返金します。
- 期日までに月額利用料の支払いが確認できない場合は、回線は一時停止になります。
- 期日までに申請をいただくと、回線が一時停止となるまでの期間を延長することが可能です。
- 回線の一時的停止中、お客様が弊社の定める期日までに未納となっている料金を支払った場合、回線を再開することができます。なお、その場合には、契約が継続となりますので回線停止中の通信を利用していない期間の月額利用料も発生します。
- また、お客様が弊社の定める期日までの支払いがない場合、弊社は、利用契約を解除し、回線は強制解約となります。なお、その場合、回線停止となっている期間の料金は発生しません。
- 回線の開通作業は、弊社の営業時間内に行います。また、回線の開通には、1～5営業日程度掛かる場合があります。
- 本契約の解約後の支払方法は、契約中にお客様が希望していた決済方法に準じます。請求情報は、誰でもスマホマイページからご確認ください。
- 弊社は、お客様が支払った料金等について、原則領収書の発行はしませんが、お客様から書面による請求がある場合には、弊社が定める下記発行手数料及び郵送料の他、必要に応じて印紙税を負担していただくことで発行します。

請求先
〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目21-14 NTT新池袋ビル 9階
株式会社アーラリンク 領収書受付係宛

発行手数料:660円(税込)
郵送料:レターバックライトの相当代金
印紙税:印紙税法による

第2節 支払方法について

支払期日は、AグループBグループからお選びいただけます。なお支払い期日の変更はAグループからBグループへの変更のみ可能です。BグループからAグループへの変更は出来かねます。

①コンビニエンスストアで支払い

- コンビニエンスストアで支払いをする場合に必要な決済番号は、弊社からお客様に送付するSMSもしくは誰でもスマホマイページに記載しています。
- コンビニ毎で支払方法が異なります。詳しい支払方法は弊社Webサイト(URL:<https://www.a-sas.ne.jp/flow/payment>)をご確認ください。
- コンビニエンスストア支払いの請求は毎月7日(Aグループ)毎月17日(Bグループ)に行います。支払期限は、毎月翌月5日(Aグループ)翌月15日(Bグループ)の23時59分までとなります。
- コンビニブランドの変更は、誰でもスマホマイページもしくは誰でもスマホヘルプデスクから申込みください。変更は即日適用となります。なお、決済番号発行後にコンビニブランドを変更される場合は、誰でもスマホヘルプデスクにてお電話で承ります。
- コンビニでのお支払いには、コンビニ決済手数料550円(税込)が発生します。

②口座振替で支払い

- 口座振替で支払いを行う場合は、下記いずれかの方法にて手続きが必要になります。
- ・口座振替依頼用紙の提出
- ・マイページからのオンライン口座振替登録
- ・セブン銀行ATMを利用した口座振替登録

口座振替依頼用紙にて手続きをされる場合、弊社に口座振替依頼用紙を請求し、必要事項を記入後弊社にお送りください。

口座振替依頼用紙の送付先
〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目21-14 NTT新池袋ビル 9階
株式会社アーラリンク 口座振替依頼用紙受付係宛

- 口座振替依頼用紙の請求は、誰でもスマホヘルプデスクにお問い合わせください。
- 口座振替依頼用紙での口座振替手続きには、約2か月間かかります。手続きを行っている間の支払いは、コンビニエンスストアでの支払いとなります。(オンラインは数日で手続き完了)
- 口座振替での支払いの請求は毎月7日(Aグループ)17日(Bグループ)に行います。引き落とし日は、下記となります。
- ・毎月27日(Aグループ)翌月6日(Bグループ)です。引き落とし日が土日祝日の場合は、翌金融機関営業日に引き落としとなります。
- 支払期限が過ぎた後の支払いは、コンビニエンスストアでの支払いに自動的に切り替わります。
- 以下に該当する場合、口座振替支払の再申請を行う必要があります。申請は誰でもスマホマイページもしくは誰でもスマホヘルプデスクにお問い合わせください。
- ・引き落とし先口座の変更が生じたとき。

③クレジットカード/デビットカードで支払い

- ご契約後にクレジットカード/デビットカード決済へ変更される場合、誰でもスマホマイページより申込みください。カード情報の変更が生じた場合も同様です。
- 毎月17日に決済を行います。17日に決済ができなかった場合、翌営業日から翌月5日まで毎日再度決済を試みます。期間内に決済ができなかった場合、コンビニエンスストアでの支払いに自動的に切り替わります。

第七章	契約の解約及び初期契約解除について
-----	-------------------

第1節 解約について

- 本商品の契約の変更は、誰でもスマホマイページもしくは、誰でもスマホヘルプデスクでお受けします。
 - 本商品の解約は、誰でもスマホマイページもしくは誰でもスマホヘルプデスクでお受けします。また、料金月の途中で解約手続きをされた場合(MNPによる転出の場合を除く)でも、当料金月の末日時点での解約となります(月額基本料、音声オプション料金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料について日割計算は行いません)。
 - 本商品の解約手続きは、解約申請日の属する料金月の月末に行います。ただし、解約申請日が料金月の月末最終営業日18時以降の場合は、解約日が翌月の末日になります。
 - メイン回線が解約になった場合は、サブ回線も同時に解約となります。
 - 解約日の翌日以降に音声通話サービス(音声通話およびSMS)が利用できる場合がありますが、その場合は、ご利用になった音声通話サービスの通話料およびSMS通信料相当分をお支払いいただきます。
 - 本契約の解約後の支払方法は、契約中にお客様が希望していた決済方法に準じます。請求情報は、誰でもスマホマイページからご確認ください。
 - SIMカードは、本商品の提供にあたり、お客様に貸与されるものです。利用終了後は使用済みのSIMカードを弊社に返却ください(送料はお客様の負担をお願いします)。
- なお、返却期限の定めはなく、SIMカードの返却がない場合でも、弊社からお客様に損害賠償等の請求は行いません。

送付先: 〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目21-14 NTT新池袋ビル 9階
株式会社アーリンク SIM返却係宛

第2節 MNPにより、他の事業者へ転出する場合

- MNPにより他の携帯電話事業者へ転出する場合には、MNP予約番号が必要です。誰でもスマホのMNP予約番号の発行申請は誰でもスマホマイページもしくは誰でもスマホヘルプデスクへ申込みください。
- MNPによる転出の場合は、利用契約の解約日は、他の携帯電話事業者への電話番号の転出が完了した日となります。この場合は、解約日が料金月の途中であっても、月額基本料について日割計算は行わず、解約日が属する料金月の月額基本料、音声オプション料金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料が満額かかります。
- MNP予約番号の発行には、申込みから1営業日ほど時間がかかります。
- MNPにより他の携帯電話事業者へ転出する場合は、弊社に対する手数料は発生しません。

第3節 初期契約解除について

①初期契約解除全般

- 本商品は、初期契約解除制度の対象です。
- お客様は、商品の利用開始日から起算して8日が経過するまでの間、弊社に書面により、本商品の利用契約を解除することができます。
- 誰でもスマホ申込完了通知書がいつのようにお客様のお手元に届くかは、【第一章第6節誰でもスマホ申込完了通知書について】をご確認ください。
- 初期契約解除を通知する書面には、以下の事項を記載のうえ、下記の宛先まで郵送してください。
- (1)お客様の氏名および住所
- (2)初期契約解除を行う旨
- (3)契約を解除するSIMカードの電話番号
- (4)誰でもスマホ申込完了通知書の交付日
- (5)初期契約解除にあたりMNP転出を行う場合はその旨

送付先: 〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目21-14 NTT新池袋ビル 9階
株式会社アーリンク SIM返却係宛

- 本商品の利用契約は、お客様が初期契約解除の通知を発した日に終了します。ただし、初期契約解除においてMNPによる他の携帯電話事業者への転出(以下、「MNP転出」といいます)の申込みをした場合は、本商品の利用契約は、MNP転出が完了した日(お客様が転出先の携帯電話事業者と契約を締結した日)に終了します。
 - お客様には、SIMカード発行手数料および本商品の利用契約終了日までの料金を支払いいただきますが、その他の解約金等の支払いは不要です。
 - 弊社は、初期契約解除が行われた場合にお客様から受領すべき金額を超えて受領していた場合は、お客様に超過分を返還します。
 - 初期契約解除の場合にお客様が支払う料金の内訳は下記の通りです。
 - (1)初期契約解除日までの月額基本料(日割)
 - (2)音声オプションサービス料
 - (3)ユニバーサルサービス料
 - (4)電話リレーサービス料
 - (5)初期契約解除日までに利用した通話料及びSMS送信料
- ※コンビニでのお支払いには、コンビニ決済手数料550円(税込)が発生します。

②初期契約解除にあたりMNP転出を行う場合の注意

- MNPにより本商品の申込みを行ったお客様は、初期契約解除にあたり、MNP転出を申込みことができます(新規の電話番号による申込みまたはサービス変更による申込みを行ったお客様は、初期契約解除にあたり、MNP転出を行うことはできません(弊社は、MNP予約番号を発行しません))。
- 初期契約解除にあたりMNP転出を行う場合は、MNP予約番号が必要です。MNP予約番号の発行には、弊社が初期契約解除の通知を受領した日から1営業日ほどかかります。
- MNP予約番号の有効期間内にMNP転出が完了しなかった場合は、初期契約解除の効力は失われます。
- 初期契約解除にあたりMNP転出を行う場合は、転出先の携帯電話事業者との契約においてSIMカード発行手数料等の費用が発生する場合があります。
- 弊社は、お客様が初期契約解除にあたりMNP転出を行い、旧携帯電話事業者と再契約する場合において、本商品の利用開始前の契約状態に復帰できることを保証するものではありません。

第八章	利用の一時中断/再開
-----	------------

- 本商品の利用の緊急一時中断/再開は、誰でもスマホマイページもしくは、誰でもスマホヘルプデスクでお受けします。
- 本商品の利用の緊急一時中断/再開は、受付手続き完了後に適用されます。
- 緊急一時中断の手続きが完了するまでの間に発生した通話料、SMS通信料およびデータ通信使用量は、お客様の負担となります(盗難・紛失等により第三者に使用された場合も同様です。)
- 本商品の利用を中断している期間であっても、月額基本料、音声オプションサービス料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は発生します。

第九章	弊社による利用の停止/契約の解除
-----	------------------

- 弊社は、お客様が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、本商品(当該商品およびお客様が弊社と契約している他の商品)の利用を停止することがあります。
- ・申込みの内容に不備または事実と反する記載があることが判明したとき。
- ・商品の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(弊社が定める方法による支払いのないとき及び支払期日経過後に支払われ弊社がその支払いの事実を確認できないときを含みます)。
- ・お客様情報の変更があるにも関わらず、変更手続きを怠った場合。
- ・携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認に応じないとき。
- ・本商品を法令または技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
- ・上記のほか、本利用規約または弊社がお客様に適用する他の利用規約で禁止する行為またはそのおそれのある行為が行われたとき。
- ・商品が他のお客様に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
- ・商品が違法な態様で使用されたとき。
- ・商品を長期間(一年以上)利用しなかったとき。
- ・弊社の業務または電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
- 弊社は、前項の規約により本商品の利用を停止するときは、原則としてお客様に対する特段の通知は行いません。ただし、お客様情報によりお客様に対する通知方法が弊社に判明する場合は、通知することがあります。
- 本条に基づく利用の停止があっても、本商品の利用期間に変更はありません(利用の停止の間、利用期間の進行が停止するものではありません。)
- 本条に基づく利用の停止があっても、本商品の利用料金(月額料金サービスの月額基本料等および音声オプションサービス料)は発生します。
- 弊社は、本条に基づく利用の停止について、本商品の料金の全部または一部の返金または損害賠償は行いません。
- 弊社は、前項記載の理由で本商品の利用を停止されたお客様が、弊社所定の期間内にその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
- 弊社は、本人確認書類もしくはその写しが虚偽または偽造であることが判明した場合など、弊社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすものと認めるときは、前項の規約にかかわらず、利用停止をしないで、または利用停止後その事実を解消するための期間を設けずに、その利用契約を解除することがあります。

第十章	弊社からの告知
-----	---------

- 弊社が必要と判断した場合、弊社は、本サービスの利用に関して必要となる事項を、弊社Webサイトにおいて随時告知します。
- 弊社が必要と判断した場合、弊社は、お客様情報を登録したお客様に対し、そのお客様情報において登録された連絡先宛てに個別に通知することがあります。

第十一章	特典について
------	--------

第1節 お友達紹介特典について

- お友達紹介特典では、契約時に紹介クーポンを使用していただいたお客様（申込者様）と紹介者様それぞれに割引を適用しております。紹介者様は、紹介クーポンを誰でもスマホヘルプデスク、もしくは誰でもスマホマイページにてご確認ください。なお、紹介クーポンの確認は弊社で契約中のお客様に限定します。
- 本特典は、本サービスを初めて契約する方を対象としています。お客様が初めて利用するのか、過去に利用歴があるのかは申込時に弊社にて判断します。2回目以降のご契約や、ご自身を紹介する場合は適用対象外となります。
- 割引チケットの詳細は、弊社Webサイト(URL: <https://www.a-sas.ne.jp/campaign/intro/>)からご確認ください。
- 誰でもスマホのWebサイトからお申し込みの場合は、申込画面に紹介クーポンを入力してください。店頭でお申し込みの場合は店舗スタッフへ、申込書経由の場合は誰でもスマホヘルプデスクへ、紹介クーポンをお伝えください。
- ご紹介に回数制限はございません。複数ご紹介いただいた場合は、ご紹介いただいた回数分、割引が適用されます。なお、割引はお客様が弊社と契約している期間に限り有効です。
- 本特典は、換金することはできません。
- 特典①月額基本料より2,750円(税込)の割引を行います。弊社から月額利用料を請求する際に、自動的に請求金額より減額します。
- 特典①について、被紹介者の契約が30日経過後に紹介者、被紹介者に付与されます。割引が付与される際に被紹介者が契約中でない場合は、紹介者、被紹介者共に割引の付与はございません。割引が付与される際に紹介者が契約中でない場合は、被紹介者にのみ付与されます。
- 特典①について、請求金額が割引金額以下の場合は、弊社から対象月の支払いがない旨をお客様に連絡します。翌月以降に、複数月の月額利用料と割引金額を合算した金額を請求します。
- 特典②端末15,000円(税抜)の値引が発行されます。本値引は1度の端末購入で最大3口まで使用できます。値引きには半年間の有効期限がございます。
- 特典②で発行された値引には有効期限があります。
- 特典②について、被紹介者の契約が120日経過しており、紹介者、被紹介者が共に契約中(解約または未納による回線停止状態ではない)である場合、紹介者にのみ付与されます。割引は端末購入にのみ使用可能となります。(サブ回線、データSIM契約には使用不可)

第2節 初回契約特典について①

- 初回契約特典①、Webサイトからの申込時、または店頭での申込時に弊社が販売しているスマートフォンを割引価格で購入できる特典です。スマートフォンの割引価格及び通常価格は、弊社Webサイト(URL: <https://www.a-sas.ne.jp/model/>)からご確認ください。
- 初回契約特典の対象は、下記の条件、すべてに当てはまるお客様となります。
- (1)本サービスを初めて契約する方
- (2)誰でもスマホのWebサイトからの申込み、もしくは店頭での申込みをされた方
- お客様が初めて本サービスを利用するのか、もしくは過去に本サービスを利用したことがあるのかは、申込時に弊社が申込調査にて判断をします。
- 初回契約特典は、契約申込時に適用できる特典です。契約後の機種購入時には適用することができません。
- お客様が申込時に虚偽の申告をし、不当に初回契約特典による割引適用が発覚した場合は、弊社は通常価格と割引価格の差額をお客様に請求します。
- 特典の内容は下記の通りです。
- ・端末代金：弊社が別途定める割引価格を適用します。
- ※「初めての契約」かつ「契約時に端末を購入している」場合に限ります。

第3節 初回契約特典について②

- 初回契約特典②、Webサイトからの申込時、または店頭での申込時に弊社が販売しているスマートフォンを割引価格で購入できる特典です。スマートフォンの割引価格及び通常価格は、弊社Webサイト(URL: <https://www.a-sas.ne.jp/model/>)からご確認ください。
- 初回契約特典の対象は、下記の条件、すべてに当てはまるお客様となります。
- (1)本サービスを初めて契約する方
- (2)誰でもスマホのWebサイトからの申込み、もしくは店頭での申込みをされた方
- (3)申込日の翌日から起算して3日以内に口座振替の登録が完了された方
- お客様が初めて本サービスを利用するのか、もしくは過去に本サービスを利用したことがあるのかは、申込時に弊社が申込調査にて判断をします。
- 初回契約特典は、契約申込時に適用できる特典です。契約後の機種購入時には適用することができません。
- お客様が申込時に虚偽の申告をし、不当に初回契約特典による割引適用が発覚した場合は、弊社は通常価格と割引価格の差額をお客様に請求します。
- 特典の内容は下記の通りです。
- ・端末代金：弊社が別途定める割引価格を適用します。
- ※「初めての契約」かつ「契約時に端末を購入している」場合に限ります。

第4節 初回契約特典について③

- 初回契約特典③は、FAXもしくは郵送での申込時に、契約事務手数料および弊社が販売しているスマートフォンを割引価格で購入できる特典です。
- 初回契約特典の対象は、下記の条件、すべてに当てはまるお客様となります。
- (1)本サービスを初めて契約する方
- (2)誰でもスマホの申込みをFAXまたは、郵送にて行った方
- お客様が初めて本サービスを利用するのか、もしくは過去に本サービスを利用したことがあるのかは、申込時に弊社が申込調査にて判断をします。
- 初回契約特典は、契約申込時に適用できる特典です。契約後の機種購入時には適用することができません。
- お客様が申込時に虚偽の申告をし、不当に初回契約特典による割引適用が発覚した場合は、弊社は通常価格と割引価格の差額をお客様に請求します。
- 特典の内容は、下記の通りです。
- ・端末代金：弊社が別途定める割引価格を適用します。
- ※「初めての契約」かつ「契約時に端末を購入している」場合に限ります。

第5節 データ増量オプションサービス無料特典について

- データ増量オプションサービス無料特典は、契約時にデータ増量オプションサービスへ加入をいただいたお客様にデータ増量オプションサービスを一定期間無料で提供する特典です。
- データ増量オプションサービス無料特典は、契約申込時にのみ適用できる特典です。
- 無料特典が適用される場合、データ増量オプションサービスの加入月を含む、合計3ヶ月間の月額基本料を無料とします。
- 特典による無料の期間は、最大3ヶ月とします。
- 加入月を含め、3ヶ月経過後、無料特典は適用終了となります。適用終了月の翌月の誰でもスマホ音声通話サービスの月額利用料と合算してデータ増量オプションサービスの月額利用料を請求します。
- 無料期間内でデータ増量オプションサービスの解約申請及び、誰でもスマホ音声通話サービスの解約等が発生した場合には、当月をデータ増量オプションサービス無料特典の終了月とします。

第十二章	登録情報の変更について
------	-------------

- 住所、氏名の変更は、誰でもスマホマイページもしくは誰でもスマホヘルプデスクから申込みください。住所、氏名の変更時に、本人確認書類の提示を求めます。

第十三章	誰でもスマホヘルプデスクについて
------	------------------

- 誰でもスマホのヘルプデスクでは、主に以下の案内を行っております。
- ・商品についての案内
- ・機種についての案内
- ・請求の決済番号の案内
- ・商品の不具合に関する相談の受付
- ・インターネットに接続できない原因がAPN設定にある時、APN設定の手順
- ・電話のかけ方の案内
- ・弊社より送信する請求などメールの見方の案内
- ・誰でもスマホマイページへのアクセス方法や、誰でもスマホマイページの活用方法に関する案内
- ※各種申請について、当日受付の希望の場合は営業時間内(18時まで)の申請となります。(データ容量追加申請は除く)

- 以下の端末操作に関する案内は誰でもスマホヘルプデスクでは対応していません。
- ・サービス提供元へ直接ご確認ください。
- ・Googleのサービスについて、Googleアカウントの新規設定以外の内容
- ・Appleのサービスについて、Apple IDの新規作成以外の内容
- ・LINE等、外部アプリやサービスについての内容

- 誰でもスマホヘルプデスクの営業時間の詳細は、以下のとおりです。

誰でもスマホヘルプデスク
 電話:03-4330-3466
 フリーダイヤル:0120-663-277
 FAX:03-6685-2677
 メールアドレス:daresuma@a-sas.ne.jp
 営業時間:10:00～18:00(土日祝の電話は13:00～17:00のみ)
 営業日:年中無休(年末年始除く)(令和7年12月15日現在)
 休業日:年末年始

電気通信事業の名称等:株式会社アールリンク(届出番号:A-23-12048)
 〒170-0013
 東京都豊島区東池袋3丁目21-14 NTT新池袋ビル 9階
 古物商許可番号:第305501308919号

第十四章	誰でもスマホマイページについて
------	-----------------

- 契約後、誰でもスマホマイページにて以下の情報の確認やお手続きを行うことができます。
- 誰でもスマホマイページの機能は順次開発し、環境を構築する予定です。(令和7年12月15日現在)
- 誰でもスマホマイページのパスワードは、誰でもスマホ申込時にご自身で設定していただくパスワードになります。
- ガラケー端末をご利用の場合は、端末本体でWebサイトを閲覧できないため、別途パソコンやタブレット、Wi-Fi環境等をご用意の上、アクセスしてください。
- 未払い料金がある場合の制限について 月額基本料等の未払い(支払期日を経過した債務)がある場合、上記「(3)誰でもスマホマイページからの申請」に記載された各種手続き(プラン変更、オプション変更、回線停止の解除など)の申込みはできません。未払いの債務を全額お支払いいただき、弊社にて入金確認が取れ、回線再開次第、各種申請が可能となります。

(1)誰でもスマホマイページの掲載内容

- 月額利用料
- データ通信利用量
- ご契約プラン情報
- お客様情報
- 紹介コード
- 各種お問い合わせ先

(2)請求毎に記載している情報

- 月額料金の支払方法をコンビニにしている場合
- ・請求金額
- ・ご利用月
- ・請求日
- ・支払期日
- ・コンビニブランド名
- ・請求状況
- ・決済番号
- ・ご利用料金の内訳

- 月額料金の支払方法を口座振替にしている場合

- ・請求金額
- ・ご利用月
- ・請求日
- ・振替予定日
- ・請求状況
- ・ご利用料金の内訳

- 月額料金の支払方法をクレジットカード/デビットカードにしている場合

- ・請求金額
- ・ご利用月
- ・請求日
- ・決済実行日
- ・請求状況
- ・ご利用料金の内訳

(3)誰でもスマホマイページからの申請

- ・音声SIM追加契約申請
- ・通常解約申請
- ・解約取消申請※解約申請中に限る
- ・wifi追加申請
- ・wifi解約申請※wifi契約中の場合に限る
- ・プラン変更
- ・プラン変更取消申請※プラン変更中の場合に限る
- ・音声オプションの追加・廃止
- ・MNP転出予約番号発行申請
- ・顧客情報変更申請(氏名・住所・連絡先電話番号・メールアドレス)
- ・パスワード変更

- ・配信設定変更
- ・端末購入申請
- ・充電器購入申請
- ・データ容量追加申請
- ・お支払い方法変更申請
- ・登録コンビニ変更申請
- ・お支払先コンビニ変更申請
- ・SIM再発行申請
- ・電話番号変更申請
- ・口振用紙送付依頼申請
- ・口振再開/停止※口座登録済みの場合に限る
- ・回線停止期日延期申請※月額利用料の請求がコンビニ支払いで出ている場合に限る
- ・クレジット/デビットカード登録

〈改訂履歴〉			
令和5年1月12日	改定	令和6年8月8日	改定
令和5年1月19日	改定	令和6年10月31日	改定
令和5年2月24日	改定	令和6年10月31日	改定
令和5年3月15日	改定	令和6年11月21日	改定
令和5年5月11日	改定	令和7年3月31日	改定
令和5年5月22日	改定	令和7年11月13日	改定
令和5年5月30日	改定	令和7年12月15日	改定
令和5年5月31日	改定	令和7年12月23日	改定
令和5年8月31日	改定	令和8年1月28日	改定
令和5年12月13日	改定	令和8年3月1日	改定
令和6年1月29日	改定	令和8年4月1日	改定
令和6年3月31日	改定	令和8年4月22日	改定
令和6年5月21日	改定	令和8年6月23日	改定

誰でもスマホデータ通信サービス重要事項説明書

第一章	申込および利用開始日について
-----	----------------

第1節 申込方法

- 申込みは以下5つの方法があります。
- ・誰でもスマホのWebサイトから申込み ※1
- ・申込書を記入し、弊社所定の方法で送付 ※1
- ・店頭で申込み ※1
- ・電話で申込み ※2
- ・誰でもスマホマイページで申込み ※2

第2節 申込みから商品お届け迄の流れ

申込種類によって、商品お届け迄の流れが変わります。

(1)誰でもスマホ音声通話サービスと同時に申込み場合
(Webサイト、申込書送付、店頭での申込み)

- 弊社の流れ
 - ・「誰でもスマホ音声通話サービス」と同様です。
 - ・ただし、店頭(代理店)申込みの場合、データ通信サービスの商品(Wifi端末・SIMカード)は後日発送します。 ※3
 - お客様の流れ
 - ・「誰でもスマホ音声通話サービス」と同様です。
 - ・初期費用のお支払い等は、音声通話サービスと合算、もしくは同時に行います。
- ※詳細は、本書【誰でもスマホ音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書】の第一章をご確認ください。

(2)誰でもスマホ音声通話サービス契約後に申込み場合
(電話、誰でもスマホマイページでの申込み)

- 弊社の流れ
- ・申込受領
- ・申込調査
- ・請求発行 ※4
- ・支払確認
- ・商品発送準備 ※5
- ・商品発送 ※6
- お客様の流れ
- ・電話、もしくは誰でもスマホマイページから申込み
- ・請求受領・支払い・商品受取/利用開始 ※7

※1.音声通話サービスと同時に申込み場合
Webサイト、申込書、店頭での申込みは、誰でもスマホ音声通話サービスと同時に申込み場合に限ります。

※2.音声通話サービス契約後に申込み場合
電話、マイページからの申込みは、既に誰でもスマホ音声通話サービスをご契約中のお客様に限ります。

※3.店頭(代理店)での申込みに関する注意事項
店頭(代理店)で同時申込みをされた場合、音声通話サービスのSIMカードは原則即日お渡しとなりますが、データ通信サービスの商品(Wifi端末・SIMカード等)は、後日、本人確認書類の住所宛に発送(転送不可)となります。店頭でのお渡しはできません。
また、お申込時の支払方法に口座振替をご選択された場合、対象端末を初回契約特典②の価格で購入出来るものとします。
ただし、申込日の翌日から起算して3日以内に口座振替登録が完了しなかった場合、当社は初回契約特典①と初回契約特典②の差額を請求します。

※4.請求発行/請求受領
請求は、SMSまたはお客様が登録したメールアドレス宛に送ります。本文内に以下の情報が記載されています。

- ・コンビニブランド
- ・決済番号
- ・決済番号の有効期限
- ・請求金額

※5.商品発送準備
お客様がSIMカードとセットでWifi端末を購入している場合、Wifi端末にSIMカードを挿したうえで商品を発送します。

※6.商品発送
商品は、お客様の支払いを確認したのちに配送します。また、商品は新番契約の場合、保管期間7日以内でお客様の希望の日時にて発送いたします。最短の場合、平日15時、土日祝日10時までに受け付けたものを当日中に発送します。それ以降に受け付けたものは、翌日に発送します。商品は宅配サービスの転送不可サービスにて、お客様の自宅(本人確認書類の住所)に配送します。商品に関わる荷物番号は、商品発送後にお客様へメールにて連絡します。

※7.商品の受取/利用開始
利用開始日の詳細は、【第一章第6節サービスの利用開始日】をご確認ください。

第3節 申込全般に関わる注意事項

- 対応端末については、弊社のWebサイト(URL:<https://www.a-sas.ne.jp/simtype>)をご確認ください。
- 未成年の方は、本商品の申込みまたは購入はできません。
- 法人名義では、本商品の申込みまたは購入はできません。
- お客様が利用するソフトウェアによっては、意図しないデータ通信が行われる場合があります。
- 本商品のご利用には、弊社利用規約(URL:<https://www.a-sas.ne.jp/agreement/>)の承諾が必要です。
- 弊社は、以下の場合には、利用申込みを承諾しないことがあります。
(1)申込みの内容に不備または事実と反する記載があるとき(申込内容に記入もれ、誤記または虚偽の記載がある場合のほか、申込時に提示または提供される本人確認書類もしくはその写しが虚偽または偽造である場合を含みます。)
(2)申込者の過去の申込みが上記(1)に該当していたとき。
(3)申込者が料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
(4)申込者が過去に合理的な理由なく本商品もしくは他の商品の受領を怠り、もしくは故意に受領を遅らせる等の事実があったとき、または現にこれらの事実があるとき。
(5)申込者が、誰でもスマホの音声通話サービスを契約していないとき。
(6)申込者が過去に弊社利用規定に違反していたことが判明したとき、または現に違反しているとき。
(7)その他、弊社の業務の遂行上著しい支障があると判断するとき。
- 利用開始初月の月額基本料は日割りとなります。月額基本料の日割料金は【第三章第2節①(月額基本料)】をご確認ください。
- Webサイトからの申込み、もしくは店頭での申込みの場合において、過去に弊社との契約があり、未払いの債務がある場合は、未払いの債務を支払った後に契約申込みを受け入れます。ただし、未払いの債務が口座振替で請求されている、かつ1万円未満の場合は、未払いの債務が支払完了前であっても契約申込みを受付します。
- 申込書をFAXにて送信する申込みの場合は、過去に弊社と契約があり、かつ未払いの債務があるときは、初期費用と一緒に未払い債務を請求します。

また、その初期費用支払いに用いる決済番号の有効期限は、新規発番の場合は発行から14日間・MNP転入の場合は発行から2日間です。

●誰でもスマホデータ通信サービスの契約手続き中に誰でもスマホの音声通話サービスが解約となった場合、本申込は無効になります。なお、既に初期費用が支払われている場合は、初期契約解除と同様の解約処理を行います。

第4節 電気通信サービスの内容

- 弊社は、以下の電気通信サービスを提供しております。
 - ・音声通話サービスおよびデータ通信サービス(MVNO携帯電話端末サービス)
 - ・データ通信サービス
- 弊社の電気通信サービスは、基地局から離れた地域や電波受信に障害となる建造物がある地域などでは、ご利用いただけないことがあります。

第5節 誰でもスマホデータ通信サービス申込完了通知書について(重要な書面ですので、必ずお読みください)

(1)商品を配送で受け取る場合
誰でもスマホデータ通信サービス申込完了通知書は、商品と同梱でお送りします。

(2)商品を店頭で受け取る場合
誰でもスマホデータ通信サービス申込完了通知書は、商品と一緒に店頭でお渡しします。なお、誰でもスマホ契約代理店での契約の場合は、誰でもスマホ申込完了通知書を後日、本人確認書類の住所宛に発送します。

第6節 サービスの利用開始日
サービスの利用開始日は、商品の受取手段によって変わります。

(1)商品を配送で受け取る。音声通話サービスと同時に申込み場合。
利用開始日は、商品の受取日の翌日です。なお、誰でもスマホ直営店または契約代理店で本サービスを申込みした場合は、申込完了通知書が後日配送となり、利用開始日は商品受取日の翌日です。

(2)商品を配送で受け取る。音声通話サービス契約後に申込み場合。
利用開始日は、発送から3日後です。

(3)申込書を使用した申込で、提出する本人確認書類が住民票の場合。
利用開始日は、
①弊社にて住民票の確認が完了
②商品の受け取り完了
上記を両方とも満たした日の翌日です。

第二章	サービスに関する内容
-----	------------

第1節 誰でもスマホデータ通信サービスの内容

①(利用できるサービスについて)

- 誰でもスマホデータ通信サービスは、モバイルWifiルーターによるインターネットサービスです。
- 本サービスには、50GBまたは100GBプランのデータ通信専用SIMサービスと無制限プランのWiMAX+5Gサービスが含まれます。
- 50GBまたは100GBプランのデータ通信専用SIMサービスはSoftBankのネットワークを利用しますが、SoftBankが提供するサービスではありません。本商品のサービス内容および料金のいずれも、SoftBankとは関係がありません。
- WiMAX+5Gサービスはauのネットワークを利用しますが、auが提供するサービスではありません。本商品のサービス内容および料金のいずれも、auとは関係がありません。
- 本商品の通信速度はベストエフォート方式であり、実際の通信速度を保証するものではなく、周波数を複数のお客様で共用することから、速度が低下することがあります。また、利用場所や通信状況により、速度が低下することがあります。
- インターネットへの接続が一定時間を超えたお客様の利用回線を、一旦切断させていただく場合があります。
- 国際ローミングはご利用いただけません。
- お客様がWifi端末機器を用意する場合は、SIMフリーのWifi端末機器をご用意ください。誰でもスマホデータ通信サービスに適合するWifiルーターの詳細は、弊社のWebサイト(URL:<https://www.a-sas.ne.jp/simtype>)をご確認ください。ただし、WiMAX+5Gをご利用の場合は専用端末をご用意いただく必要がございます。
- 誰でもスマホデータ通信サービスの料金は、【第三章第2節①(月額基本料)】をご確認ください。

②(誰でもスマホデータ通信サービスの申込全般に関わる注意事項)

- 誰でもスマホデータ通信サービスの加入条件は、誰でもスマホ音声通話サービスを申込みしている方に限ります。誰でもスマホデータ通信サービスのみ、ご利用いただくことはできません。
- 誰でもスマホデータ通信サービスの解約受付の有無に関わらず、誰でもスマホ音声通話サービスが解約になった同日に、誰でもスマホデータ通信サービスも解約になります。
- 誰でもスマホデータ通信サービスを誰でもスマホ音声通話サービスの開始後に申込み時は、誰でもスマホマイページもしくは誰でもスマホヘルプデスクから申込みください。
- 誰でもスマホデータ通信サービスを解約する際は、誰でもスマホマイページもしくは誰でもスマホヘルプデスクから申込みください。
- 誰でもスマホデータ通信サービスは、MNP転入による契約及びMNP転出による解約はできません。

- ③(誰でもスマホデータ通信サービスのプラン変更について)
- 誰でもスマホデータ通信サービスは、データ通信容量のプランを変更することができません。

第2節 データ通信サービスの内容

- ①(データ通信サービス全般について)
- 本商品の通信速度はベストエフォート方式であり、実際の通信速度を保証するものではなく、周波数を複数のお客様で共用することから、速度が低下することがあります。また、利用場所や通信状況により、速度が低下することがあります。
 - ファイル交換(P2P)アプリケーション等に制限を設ける場合があります。
 - インターネットへの接続が一定時間を超えたお客様のご利用回線を、一旦切断させていただく場合があります。
 - プライベートIPアドレスによるサービスです。
 - 弊社は、本商品の提供、保守、およびこれに付随する業務を行うために、トラフィック情報の収集、分析等を行います。
 - 動画再生や連続したデータ通信にはトラフィック制御を設けています。
 - 国際ローミングは利用できません。
 - WiMAX+5Gサービスをご利用の場合は、以下2つの通信モードを端末の設定により選択いただけます。

通信モード	au 4G LTE	au 5G
スタンダードモード	○	○
プラスエリアモード	○	○

- ②(基準データ通信量および通信速度について)
- データ通信専用SIMサービスは、一料金月に使用する基準となるデータ通信量(以下、「基準データ通信量」といいます)に応じたデータ通信プラン(上限50GBプランまたは100GBプラン)を提供しています。
 - WiMAX+5Gサービスをスタンダードモードでご利用いただく場合、月間のデータ通信量に上限はございません。一方、プラスエリアモードをご利用の場合は、月額基本料金に追加で1,000円を請求させていただきます。なお、プラスエリアモードでの通信量が毎月1日からの積算で15GBを超過しますと、当月末までの通信速度が128kbpsに制限されますのでご注意ください。
 - 一料金月に使用したデータ通信量(低速度制限(後述)時に使用したデータ通信量は含まず、以下、「データ通信使用量」といいます)が基準データ通信量に達するまで、通信速度の制限はありません。
 - データ通信使用量が基準データ通信量に達すると、低速度に切り替わります(以下、「低速度制限」といいます)。
 - 基準データ通信量は、料金月ごとに設定されます。料金月の末日に残存している基準データ通信量は失効し、翌料金月に引き継ぐことはできません。
 - 料金月の末日から翌料金月の初日にかけて連続して使用したデータ通信量は、翌料金月のデータ通信使用量に算入します。

- ③(データ通信プランの選択(変更)について)
- データ通信プランの変更はできません。

- ④(低速度制限の解除について)
- 低速度制限の解除はできません。

- ⑤(データ通信使用量の確認について)
- 機種によりWifi端末機器及び、携帯電話端末上にてデータ通信使用量が確認できる場合があります。端末機器で確認できない場合は、データ通信使用量の確認はできません。

第3節 SIMカード再発行について

- 紛失等、再発行が必要となった場合には、お客様の申込みにより再発行します。
- SIMカードの再発行を行う場合は、誰でもスマホマイページもしくは誰でもスマホヘルプデスクから申込みください。
- SIMカードの再発行に要する期間は、約1営業日です。
- SIMカードは再発行後、お客様ご指定の住所宛に配送でお送りします。
- SIMカードの再発行に関わる費用の詳細は、【第三章第2節④(その他通信料金以外の費用)】をご確認ください。

第4節 不良品の交換について

- 弊社では、弊社で販売したデータ通信のSIMカードに不良があった場合は、利用開始日から7日以内であれば商品を交換します。
- SIMカードの不良品交換にかかる費用は、無料です。
- 不良品の交換は、誰でもスマホヘルプデスクから申込みください。
- 誰でもスマホデータ通信サービスのSIMカードを交換する際は、電話番号が変更になる場合もあります。

第三章	電気通信サービスの料金
-----	-------------

第1節 SIMカード発行手数料

- 誰でもスマホデータ通信サービスSIMカード発行手数料等
- SIMカード発行手数料:3,300円(税込)

第2節 電気通信サービス料

- ①(月額基本料)
- 本商品の月額基本料は、当該料金月に選択されているデータ通信プランに応じて、以下のいずれかの金額を翌料金月の初日に課金します。

データ通信専用SIMプラン	高速通信量の上限	月額基本料(税込)	日割料金(税込)
50GBプラン	50GB	3,980円	129円
100GBプラン	100GB	4,980円	162円

WiMAX+5Gプラン	高速通信量の上限	月額基本料(税込)	日割料金(税込)
WiMAX+5Gプラン(1か月目)	-	無料	-

WiMAX+5Gプラン(2か月目～12ヶ月目)	-	4,980円	-
WiMAX+5Gプラン(13ヶ月目以降)	-	5,479円	-

- ②(ユニバーサルサービス料)
※ユニバーサルサービス制度について: 東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社が提供しているユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報電話など)を全国で公平かつ安定的に利用できる環境を確保するため必要な費用を通信事業者全体で応分に負担する制度です。この費用(ユニバーサルサービス料)は半年ごとに改正されるため、改正に伴い、お客様の負担額が変更となる場合があります。
- ③(電話リレーサービス料)
※電話リレーサービス制度について: 聴覚や発話に困難のある方(以下、「聴覚障害者等」といいます)と聴覚障害者等以外の方との会話を通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービスを適正かつ確実に提供できる環境を確保するために必要な費用を通信事業者全体で応分に負担する制度です。この費用(電話リレーサービス料)は、年度ごとに改正されるため、改正に伴い、お客様の負担額が変更となる場合があります。
- ④(その他通信料金以外の費用)
●SIMカードの再発行手数料: 3,300円(税込)
※コンビニでのお支払いには令和6年10月3日発行分よりコンビニ決済手数料220円(税込)が発生します。

第四章	電気通信サービスの料金の請求時期及び支払方法について
-----	----------------------------

●誰でもスマホ音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第五章をご確認ください。

第五章	毎月の請求と支払いについて
-----	---------------

●誰でもスマホデータ通信サービスの月額基本料は、誰でもスマホ音声通話サービスの月額利用料に合算にて請求します。
毎月の請求に関する注意事項は、誰でもスマホ音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第六章をご確認ください。

第六章	契約の解約及び初期契約解除について
-----	-------------------

- 第1節 解約について
- 本商品の解約は、誰でもスマホマイページもしくは誰でもスマホヘルプデスクでお受けします。また、料金月の途中で解約手続きをされた場合でも、当料金月の末日時点での解約となります(月額基本料、音声オプション料金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料について日割計算是行いません)。
 - 本商品の解約手続きは、解約申請日の属する料金月の月末に行います。ただし、解約申請日が料金月の月末最終営業日18時以降の場合は、解約日が翌月の末日になります。
 - 本契約の解約後の支払方法は、契約中にお客様が希望していた決済方法に準じます。請求情報は、誰でもスマホマイページからご確認ください。
 - WiMAX+5Gサービスをご解約の際、以下の条件を全て満たす場合に限り、端末を3,850円(税込)で買取りいたします。
- (1)誰でもスマホに口座情報を共有していること
(2)端末が再利用可能な状態であること(破損・故障がないこと)
(3)解約日から2ヶ月以内の消印で返送が完了していること

- 第2節 初期契約解除について
- ①初期契約解除全般
- 本商品は、初期契約解除制度の対象です。
 - お客様は、誰でもスマホデータ通信サービス申込完了通知書の利用開始日から起算して8日が経過するまでの間、弊社に書面により、本商品の利用契約を解除することができます。
 - 誰でもスマホデータ通信サービス申込完了通知書がいつどのようにお客様のお手元に届くかは、【第一章第5節誰でもスマホデータ通信サービス申込完了通知書について】をご確認ください。
 - 初期契約解除を通知する書面には、以下の事項を記載のうえ、誰でもスマホヘルプデスク宛に郵送してください。
- (1)お客様の氏名および住所
(2)初期契約解除を行う旨
(3)契約を解除するSIMカードの電話番号
(4)誰でもスマホデータ通信サービス申込完了通知書の交付日
- お客様には、SIMカード発行手数料および本商品の利用契約終了日までの料金を支払いいただきますが、その他の解約金等の支払いは不要です。
 - 初期契約解除の場合にお客様が支払う料金の内訳は下記の通りです。
- (1)SIMカード発行手数料
(2)初期契約解除日までの月額基本料(日割)
(3)ユニバーサルサービス料
(4)電話リレーサービス料
- ※コンビニでのお支払いには、コンビニ決済手数料550円(税込)が発生します。

●弊社は、初期契約解除が行われた場合にお客様から受領すべき金額を超えて受領していた場合は、お客様に超過分を返還します。

第七章	利用の一時中断/再開
-----	------------

●誰でもスマホ音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第八章をご確認ください。

第八章	弊社による利用の停止/契約の解除
-----	------------------

- 過度な利用や、お客様以外の方が本商品を使用する(いわゆる又貸し)等、弊社利用規約に反する行為が発覚した場合は、利用を停止することがあります。詳しくは誰でもスマホ音声通話サービスおよびデータ通信サービス重要事項説明書の第九章をご確認ください。
- 未払いがある場合の一時中断の解除(再開)について お客様の申し出により利用を一時中断している場合であっても、弊社に対する未払いの債務があるときは、当該債務が解消されるまで利用の再開(一時中断の解除)を行うことはできません。

第九章	誰でもスマホヘルプデスクについて
-----	------------------

- 誰でもスマホのヘルプデスクでは、主に以下の案内を行っております。
- ・商品についての案内
- ・機種についての案内
- ・請求の決済番号の案内
- ・商品の不具合に関する相談の受付
- ・インターネットに接続できない原因がAPN設定にある時、APN設定の手順

- ・電話のかけ方の案内
- ・弊社から送られてくる請求などメールの見方の案内
- ・誰でもスマホマイページへのアクセス方法や、誰でもスマホマイページの活用方法に関する案内
- 誰でもスマホヘルプデスクの営業時間の詳細は、以下のとおりです。

誰でもスマホヘルプデスク

電話:03-4330-3466

フリーダイヤル:0120-663-277

FAX:03-6685-2677

メールアドレス:daresuma@a-sas.ne.jp

営業時間:10:00～18:00(土日祝の電話は13:00～17:00のみ)

営業日:年中無休(令和6年8月8日現在)

休業日:年末年始

電気通信事業の名称等

株式会社アーラリンク(届出番号:A-23-12048)

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目21-14 NTT新池袋ビル 9階

古物商許可番号

第305501308919号

〈改訂履歴〉

令和5年1月18日	改定
令和5年2月24日	改定
令和5年5月22日	改定
令和5年5月30日	改定
令和5年5月31日	改定
令和6年8月8日	改定
令和6年11月21日	改定
令和7年3月31日	改定
令和7年12月15日	改定
令和8年01月28日	改定
令和8年3月1日	改定

誰でもスマホ通信端末およびアクセサリ類ご購入にあたっての重要事項説明書

第一章	ご購入条件
-----	-------

- 携帯情報端末、通信端末およびその付属品、アクセサリ類(弊社が指定するものに限ります。以下「商品」といいます。)のご購入については、本サービスの契約が必要です。
- 商品は、新規契約時、MNP契約時および契約後にお客様から購入の希望を受け付けた時に、購入できます。
- 契約後における商品の購入申込みの際、月額基本料等の未払い(支払期日を経過した債務)がある場合は、商品の購入はできません。未払いの債務を全額お支払いいただき、弊社にて入金確認が取れ、回線復旧次第、購入申込みが可能となります。
- 新規契約時およびMNP契約時は、商品購入代金をSIMカード発行手数料と一緒に請求します。
- 商品の代金は、コンビニエンスストアでお支払いください。なお、コンビニ支払いに用いる決済番号の有効期限は、決済番号の発行日から14日間です。(携帯契約と同時購入で、MNP転入を希望されている場合の有効期限は2日間です)
- 支払い先は、購入が契約時の場合はお客様が指定したコンビニブランドになります。購入が契約後の場合は、登録中のコンビニブランドになります。
- コンビニでのお支払いには令和6年10月3日発行分よりコンビニ決済手数料220円(税込)が発生します。

第二章	商品の発送について
-----	-----------

- 商品は、お客様の支払いを確認したのちに発送します。
- 弊社営業日の平日15時、土日祝日10時までに受け付けたものを、当日中に発送します。それ以降に受け付けたものは、翌日に発送します。
- 契約時の商品は宅配サービスの転送不可サービスで、本人確認書類の住所宛に発送します。
 - 契約後に商品を購入した場合の発送は、弊社営業日の平日15時、土日祝日10時までにご入金いただいたものを、当日中に発送します。それ以降に受け付けたものは、翌日に発送します。

第三章	商品について
-----	--------

- 弊社で購入可能な通信端末は全て中古品のため、小傷等が見られる場合があります。
 - 通信端末機種によっては、アップデートやアプリのインストールに対応していない場合があります。
 - 弊社で販売しているiPhoneは、バッテリーの最大容量が80%以上のものとなります。
- (購入時にバッテリーの最大容量が80%未満だった場合は初期不良品として交換します。交換可能期間は購入後、30日間に限ります。)
- 但し、iPhoneXR以降のiPhone(iPhoneXR、iPhone SE2)では、バッテリーの最大容量が表示されない場合があります。80%以上であることを確認できないことがあります。
- iPhoneの場合、AppleIDの作成上限のため当該端末でAppleIDを作成出来ない場合があります。購入後、30日間に限り交換対応をお受けすることが可能です。対処法は誰でもスマホヘルプデスクまでお問合せください。
 - 弊社で購入可能な通信端末、アクセサリ類は弊社のWebサイト(URL:https://www.a-sas.ne.jp/model)をご確認ください。
 - 数量に限りがあるため、商品の色を指定することはできません。
 - 通信端末の本体容量(ROM)を指定することはできません。
 - 通信端末の購入の際、充電器やイヤホン等の付属品は標準では付帯していません。ご希望の場合は別途ご購入いただけます。
 - 通信端末を購入の際、簡単な操作説明書をお渡しします。操作説明書の内容以外の詳しい情報については、お客様がメーカー等へ直接お問合せください。
 - 商品は、アクティベーションが完了している状態で発送します。その他設定等はおお客様でご対応ください。

第四章	商品の利用について
-----	-----------

- 弊社は、商品の使用または使用不能から生ずる損害(修理、故障、紛失等により生じたデータの消失や変更)に関して一切の責任を負いません。
- 弊社は、データ等の移動・バックアップ・復元等の実施およびサポート等は行わないものとし、お客様は自身の費用と責任においてこれを行うものとします。
- 弊社は、登録通信端末、故障機、交換機等のプログラム、ソフトウェアおよびアプリケーション等(キャリア端末特有のものを含みます)の設定や復旧等の実施及びサポート等は行わないものとし、お客様の費用と責任でこれを行うものとします。
- 商品の基本操作について不明な場合、誰でもスマホヘルプデスクへお問合せください。

第五章	返品・交換について
-----	-----------

- お客様の都合により商品を返品・交換することはできません。
- 配送中の破損があった場合や申込の商品と内容が違う場合は、利用開始日から3日以内に誰でもスマホヘルプデスクにご連絡ください。商品交換の手続きをします。
- 保証期間内に初期不良が発覚した場合に限り、商品を交換します。交換の詳細については、【保証について】【初期不良の交換について】をご確認ください。
- 商品交換時に同品や同等品の確保ができない場合は、返金します。

第六章	保証について
-----	--------

- 弊社で販売している通信端末およびアクセサリ類の保証は下記の通りとします。
- 保証対象製品
 - ・通信端末機器
 - ・充電器等アクセサリ類
 - 保証期間
 - 利用開始日から30日間
 - 保証内容
 - 保証期間中に初期不良が発覚した場合、同一商品もしくは同等の商品と交換します。
 - 保証対象事象
 - ・初期不良(通常の使用を続けた中での自然故障を初期不良とします。)
 - 保証受付条件
 - ・商品の利用開始日から30日間以内の場合
 - ・商品に外傷がなく自然故障した場合
 - 保証履行の申請方法
- 誰でもスマホヘルプデスクまでお問合せください。
- 交換端末の発送

商品は、お客様の支払いを確認したのちに配送します。
営業日の場合: 平日15時、土日祝日10時まで受け付けられたものを、当日中に発送します。それ以降に受け付けられたものは、翌日に発送します。
非営業日の場合: 翌営業日に発送します。
・交換端末は希望の住所へ発送します。
●注意事項
・不良品交換申込受付後、不良品交換のキャンセルはできません。
(請求金額の支払いを拒否する等の理由で、初期不良品の交換をキャンセルすること)
・弊社が指定する商品以外の物が弊社に送付された場合、弊社はお客様が当該物の所有権を放棄したものとみなします。また、弊社は、当該物の返送や保管等について責任を負わず、弊社が適当と判断する方法で当該物を廃棄処分できるものとします。
●商品の交換
・初期不良品の交換は、以下の手順で行います。
1不良品交換の受付
2交換品を手配し、商品発送
3お客様にて商品の交換
4不良品を弊社に発送
5弊社にて事象の確認
6完了
・不良品交換の際は、同梱の返信用封筒を用いるか、着払い郵便など弊社の費用負担となる方法で商品をご返送ください。
故障品返送先
〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目21-14 NTT新池袋ビル 9階
株式会社アーラリンク 不良品受付係宛

【バッテリーの消耗速度に関する不良品の取り扱いについて】
●弊社のiPhoneは、バッテリーの最大容量が80%以上であることを確認し、商品を発送しております。
●商品のバッテリーの最大容量が80%未満の場合、購入後30日以内の場合は、不良品として商品を交換します。
●充電の減りが早いとお客様が体感され商品の交換を希望する場合、バッテリーの最大容量が80%以上である場合は不良品交換を承ることができません。
但し、iPhoneXR以降のiPhone (iPhoneXR、iPhone SE2) では、バッテリーの最大容量が表示されない場合があります、80%以上であることを確認できないことがあります。その場合は、期限内であれば、不良品交換を承ることができません。

【不良品の交換に関する注意事項】
●不良品交換手続きを行った場合、現在使用している不良品を必ずご返却ください。
●不良品交換手続き中に、不具合が解消した場合でも必ず不良品交換を申請した端末をご返却ください。

【不良品交換の受付を断り、端末代金を請求する場合】
●以下の場合は、商品代金を請求のうえ、不良品をお客様に返送します。
(1)通常の使用では発生しないような傷やへこみや故障箇所がある場合
(2)弊社が指定する商品以外の物が返却物として送付された場合
(3)カバーやシール等の付属物が商品から外れない場合
(4)パスコードロックなど通信端末の初期化を妨げる事象があり、お客様に確認をする等、事象の解決を試みても解決しない場合
●弊社が商品を発送した日を起算日に14日以内に、お客様から不良品交換を申請した端末の返却がない場合
(お客様の返却品の消印日が、弊社が商品を発送した日を起算日に14日以内のものを期限内の返却として弊社は扱います。)

●商品代金は、弊社のWebサイト(URL: <https://www.a-sas.ne.jp/model>)でご確認ください。
●商品がスマートフォンおよびガラケー端末の場合、請求金額は通常本体価格となります。

第七章	保証期間内であっても保証対象外となる事象
-----	----------------------

●以下の場合は、保証期間内であっても保証対象外となります。
(商品の交換ができません。)
(1)契約者様ご本人以外からの依頼の場合
(2)お客様の故意・過失・改造・または破損による不良の場合
(3)火災、地震、水害、その他の天災地変、また異常電圧による故障や損傷の場合
(4)付属品等を紛失された場合

第八章	初期契約解除について
-----	------------

●初期契約解除時、商品の購入代金は原則返金できません。ただし、弊社から商品を発送していない場合やお客様が商品を受け取れない場合はその限りではありません。
(詳細は【誰でもスマホ音声通話サービス重要事項説明書第七章第3節】をご確認ください。)

〈改訂履歴〉	
令和5年1月19日	改定
令和5年2月7日	改定
令和5年2月24日	改定
令和5年5月22日	改定
令和5年5月31日	改定
令和6年8月8日	改定
令和6年10月31日	改定
令和7年11月13日	改定
令和7年12月17日	改定

SMS及び通話の不正利用への対応について

●SMSの利用における方針
弊社では、SMSの想定外のご利用が確認されたお客様に対して、次の手順の対応をします。
①国内 SMS(月間累計)

局面	目安となる値	料金目安 (税抜)	対応内容
国内SMS 注意	2,000通／月	6,000円／月	回線停止警告のSMS送信
国内SMS 契約解除	3,000 通／月	9,000 円／月	即強制解約

②国際 SMS(月間累計)

局面	目安となる値	料金目安 (税抜)	対応内容
国際SMS 注意	30通／月	1500円／月	回線停止警告のSMS送信後、回線停止
国際SMS 契約解除	100通／月	5,000円/月	即強制解約

●警告SMSの送信後から3日以内に対象のお客様から電話回答、メール回答、LINEの回答がない場合は、回線停止を実施する。
※集計期間は月毎にリセットをする
●回線停止後、回線停止を実施してから7日以内に電話回答、メール回答、LINEの回答がなければ、強制解約となります。

●解約日について
ご契約最終日における件数が国内SMSにおいて3,000通／月または、国際SMSにおいて50通／月を超過した場合について
月末時点での件数が国内SMSにおいて3,000通／月または、国際SMSにおいて50通／月を超えたかどうかは、翌月2日に確定します。
超過が確認された場合は、その時点で契約終了とみなし、翌月2日付で自動的に解約となりますので、あらかじめご了承ください。

●通話の利用における方針
弊社では、通話機能の想定外のご利用が確認されたお客様に対して、次の手順の対応をします。
①通話料金(月間累計)

局面	料金目安 (税抜)	対応内容
通話料金 注意	3,500円／月	回線停止警告のSMS送信
通話料金 契約解除	6,000円／月	回線停止警告のSMS送信後、回線停止

②通話時間

局面	目安となる値	対応内容
通話時間 注意	480分 / 日 28,800秒	回線停止警告のSMS送信
通話時間 契約解除	—	—

令和8年 1月28日 改定
令和8年 4月1日 改定

個人情報の取扱いについて

入カフォームで取得する個人情報の取り扱いとは下記3項の利用目的のためであり、この目的の範囲を超えて利用することはありません。

1. 事業者名

株式会社アーラリンク

2. 個人情報保護管理者

役職名:株式会社アーラリンク 代表取締役 高橋 翼

連絡先:電話03-5944-9818

3. 個人情報の利用目的

お問合せでいただいた個人情報は、お問合せ対応のため

レンタル携帯サービス及び格安スマホサービスでいただいた個人情報は、弊社サービスのご提供・ご連絡・故障対応

各種サービスの変更/解約手続き・お問合せ対応・新たな商品/サービスのご案内のため

取次店募集でいただいた個人情報は、取次店に関するご連絡のため

マーケティングおよび販売促進に利用するため

業務委託先からいただいた個人情報は、委託先の業務遂行および弊社のサービス提供を行うため

4. 個人情報の第三者提供

弊社は、ご提供いただいた個人情報を次の場合を除き第三者に開示・提供いたしません。

・ご本人の同意がある場合

・法令に基づく場合

・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、人の同意を得ることが困難であるとき

・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の、同意を得ることが困難であるとき

・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

5. グループ間の共同利用

弊社では、経営管理業務の遂行並びにお客様への商品・サービス等のご案内・ご提供およびその判断のために、関連会社間で、以下の通り、個人情報を共同して利用することがあります。

(1) 共同利用する個人データ情報の項目

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、国籍、cookie情報、商品購買履歴、位置情報等の個人情報、その他サービス利用実績

(2) 共同利用する関連会社の範囲

一般社団法人リスタート

(3) 共同利用する利用目的

グループ会社のサービスのご案内をするために共同利用します。

(4) 当該個人データの管理について責任を有する者

株式会社アーラリンク 代表取締役 高橋 翼

(5) 取得方法

関連会社が保有する「個人データ」を共同利用する際は電子媒体等により取得します。

個人情報の受け渡しに際しては適正な安全管理措置を講じます。

6. 個人情報取扱いの委託

弊社は、3.の利用目的の範囲内で個人情報の取扱いの一部を外部に委託しています。この場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などによりお客様の個人情報の漏洩防止に必要な事項を取決め、適切な管理を実施させます。

7. 個人情報の開示等の請求

お客様が弊社に対してご自身の個人情報の開示等(利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止)に関して、弊社「個人情報に関するお問い合わせ窓口」に申し出ることができます。その際、弊社はご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応します。開示等の申し出の詳細につきましては、下記の「個人情報に関するお問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目21-14 NTT新池袋ビル 9階

株式会社アーラリンク 個人情報お問い合わせ窓口

メールアドレス:alalink_info@ala-link.co.jp TEL:03-5944-9818

8. 個人情報を提供されることの任意性について

個人情報を弊社に提供することは任意ですがご提供頂けない場合、3.の利用目的に関連した業務に支障をきたし、ご本人が不利益を被る場合があります。

9. Cookie情報について

弊社は、セキュリティ確保・ユーザーサービス向上のため、当Webサイトで閲覧されたCookie情報(OS、広告ID、コンピュータ名、言語設定等)を取得することがあります。

以上

個人情報保護方針

弊社(株式会社アーラリンク)は、電気通信事業者であり、電気通信事業法に基づき通信の秘密を順守し、電気通信サービス(音声通話およびデータ通信)等を提供しています。弊社は、事業を運営していく上で、個人情報管理を重要なものと認識しており、その保護の徹底を図るために、本方針を制定し、社員(役員、契約社員、派遣社員等を含む)に周知徹底をさせ、確実な個人情報の管理を実現し、お客様および社員への継続的な安心を提供します。

また、以下に示す方針を具現化するための個人情報保護マネジメントシステムを構築し、最新のIT技術の動向、社会的要請の変化、経営環境の変動等を常に認識しながら、その継続的改善に、全社を挙げて取り組むことをここにお約束します。

1. 弊社は、事業の目的に適切な個人情報の取得・利用及び提供を行い、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いを行いません。また、そのための措置を講じます。
2. 弊社は個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守致します。
3. 弊社は個人情報の漏えい、滅失、き損などのリスクに対しては、合理的な安全対策を講じて防止する規程、体制を構築し、継続的に向上させていきます。また、万一の際には速やかに是正措置を講じます。
4. 弊社は個人情報取扱いに関する苦情及び相談に対しては、迅速かつ誠実に対応致します。
5. 個人情報保護マネジメントシステムは、弊社を取り巻く環境の変化と実情を踏まえ、適時・適切に見直して継続的に改善をはかっていきます。

制定日 平成25年1月24日

最終改正日 令和5年5月10日

株式会社アーラリンク 代表取締役 高橋 翼

【個人情報保護方針に関するお問い合わせ先 兼 個人情報に関する苦情・相談窓口】

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目21-14 NTT新池袋ビル 9階

株式会社アーラリンク 個人情報に関するお問い合わせ窓口

メールアドレス: alalink_info@ala-link.co.jp ※特定電子メールはご遠慮ください

電話番号: 03-5944-9818 (受付時間 10:00～18:00)

個人情報の利用目的の公表

株式会社アーラリンク(以下、「弊社」という。)は、個人情報を次の利用目的の範囲内で利用することを、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)第21条第1項及びJISQ15001:2017に基づき公表します。

個人情報の利用目的

(1)ご本人より直接書面等(ホームページや電子メール等によるものを含む。以下「書面」という)に記載された個人情報を取得する場合の利用目的。

- 1.電気通信事業における商品・サービスの提供およびこれらに関する資料の送付・連絡
- 2.前号に付随する利用契約者の本人確認
- 3.商品・サービスのサポート、メンテナンス情報の通知およびアフターサービスや諸特典に関する情報の提供
- 4.商品・サービスに関するご意見・ご要望・お問い合わせ等への対応
- 5.商品・サービスの販売状況・利用状況の分析
- 6.商品・サービスの品質向上・対応サービス向上のための利用者調査
- 7.商品・サービスの市場調査、商品開発・改善のための調査
- 8.経営分析のための統計数値作成および分析結果の利用
- 9.商品・サービスのマーケティング活動
- 10.商品・サービス・ネットワーク等の障害・不具合・事故発生時の調査・対応
- 11.商品・サービスの不正利用・不払いの発生の防止および発生時の調査・対応
- 12.商品・サービスの利用およびシステムに関するコンサルティング業務
- 13.商品・サービスに関する各種料金の請求収納および債権保全
- 14.懸賞および特典等の実施のための分析、実施ならびにその効果測定
- 15.個人情報保護法に基づく開示請求等への対応および個人情報の取り扱いに関する監査
- 16.取引先等の管理
- 17.株主の管理
- 18.社員等の雇用(採用を含む)および人事管理
- 19.業務委託先の業務遂行

(2)ご本人より直接書面以外の方法で個人情報を取得する場合の利用目的

- 1.弊社の受託業務に伴い委託元から提供された個人情報は委託元との契約履行のため
- 2.ハローワークや求人サイト等からの採用応募者情報は採用業務のため

保有個人データ及び第三者提供記録に関する事項の周知について

株式会社アーラリンク(以下、「弊社」という。)では、保有個人データの開示等(利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者の提供の停止)及び第三者提供記録に関する請求等について、以下の事項を周知致します。

1. 個人情報保護管理者

役職名:代表取締役 高橋 翼

連絡先:電話03-5944-9818

2. 保有個人データの利用目的

上記個人情報の利用目的(1)

3. 保有個人データ取扱いに関する苦情の申し出先

保有個人データに関するお問合せにつきましては、下記窓口で受付けております。

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目21-14 NTT新池袋ビル 9階

株式会社アーラリンク 個人情報に関するお問い合わせ窓口

メールアドレス:alalink_info@ala-link.co.jp ※特定電子メールはご遠慮ください

電話番号:03-5944-9818 (受付時間 10:00～18:00)

4. 弊社の加入する認定個人情報保護団体について

弊社の加入する認定個人情報保護団体はありません。

5. 開示等の手続きについて

開示等のご請求がございました場合には、上記個人情報に関するお問い合わせ窓口までご連絡をお願いします。請求に必要な手順の説明と必要な申請書類などをお送りします。

6. 保有個人データの安全管理のために講じた措置

弊社では皆様からお預かりした個人データは、安全に保管するために紙媒体や電子媒体の場合は施錠管理、データの場合にはアクセスできる担当者を限定するなどの対策を講じております。

7. 個人情報の第三者への提供

弊社は、以下の場合を除き、個人情報を第三者に対して開示、預託、提供いたしません。

(1)お客様ご本人に事前の同意をいただいた場合

(2)法令の定めに基づく場合

(3)人の生命、身体又は財産保護のために必要がある場合にあって、お客様ご本人の同意を得ることが困難である場合

(4)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、

お客様ご本人の同意を得ることが困難である場合

(5)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

(6)業務の委託先に対し、委託業務の遂行に必要がある場合(弊社が委託した業務・サービス

以外に個人情報は利用させない等の契約をあらかじめ締結している場合に限る)

8. アーラリンクグループへの共同利用

弊社では、経営管理業務の遂行並びにお客様への商品・サービス等のご案内・ご提供およびその判断のため 関連会社間で、以下の通り、個人情報を共同して利用することがあります。

(1)共同利用する個人データの項目

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、国籍、cookie情報、商品購買履歴

位置情報等の個人情報、その他サービス利用実績

(2)共同利用する関連会社の範囲

一般社団法人リスタート

(3)共同利用する利用目的

グループ会社のサービスのご案内をするために共同利用します。

(4)当該個人データの管理について責任を有する者

株式会社アーラリンク 代表取締役 高橋 翼

(5)取得方法

関連会社が保有する「個人データ」を共同利用する際は電子媒体等により取得します。

個人情報の受け渡しに際しては適正な安全管理措置を講じます。

9. クッキー(Cookie)について

弊社サイトではお客様によりよいサービスを提供することができるよう、クッキー(Cookie)を使用することがあります。

クッキーとは、ウェブサイトの提供者がウェブブラウザを通じてお客様のコンピュータに一時的にデータを書き込み保存させる仕組みです。

弊社が使用するクッキーにはお客様の個人情報を特定できるような記録は含んでおりません。

クッキーの詳しい設定の仕方は、各ブラウザの「ヘルプ」メニューにある「Cookie」または「クッキー」の項目などでご確認ください。すべてのクッキーを拒否する設定を選択されますと、認証が必要なサービスを受けられなくなる等、インターネット上の各種サービスの利用上、制約を受ける場合がありますのでご注意ください。

弊社サイトがクッキーを使用して行っていること

以下の目的のため、弊社サイトはクッキーを利用しています。

1.お客様が認証サービスにログインされる時、保存されているお客様の登録情報を参照して、お客様ごとにカスタマイズされたサービスを提供できるようにするため

2.弊社サイトの利用者数やトラフィックを調査するため

3.弊社サイトのサービスを改善するため

4.セキュリティ保持のため、ご利用から一定の時間が経過したお客様に対してパスワードの再入力(再認証)を促すため

5.お客様が興味を持っている内容や、弊社サイトのサイト上での利用状況をもとに適切な広告を他社サイト上で表示するため

保有個人データの開示等に関する手続き

保有個人データについては、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（開示等）のご請求が出来ます。弊社では、次の手順で個人情報の開示等の求めに対応します。

1. 開示等の求めの受付

(1) 下記の宛先までご連絡ください。

弊社より「所定の用紙」を郵送しますので、到着後、弊社の「個人情報の取扱いについて」に同意後、以下の宛先まで、必要となる資料を添付し、郵送又はご持参ください。

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3丁目21-14 NTT新池袋ビル 9階

株式会社アーラリンク 個人情報に関するお問い合わせ窓口

メールアドレス: alalink_info@ala-link.co.jp ※特定電子メールはご遠慮ください

電話番号: 03-5944-9818（受付時間 10:00～18:00）

(2) 開示等の請求をする者が、本人又は代理人であることの確認の方法

ア) 開示等の請求をする者が本人であることの確認は、以下に定める本人を確認する書類により、苦情相談窓口責任者が確認させていただきます。

イ) 開示等の請求をする者が代理人であることの確認は、開示等の請求をする本人を確認する書類に加え、任意代理人、法定代理人（未成年後見人、成年後見人、親権者）別に、以下に定める開示対象者と代理人関係を証明する書類及び代理人本人を確認する書類により、苦情相談窓口責任者が確認させていただきます。

ウ) 本人及び代理人本人を確認する書類は、以下に例示の写真付きの公的機関発行の証明書の写しが必要です。

a) 運転免許証

b) マイナンバーカード（表面）

c) その他本人確認ができる写真入りの公的証明書

エ) 開示対象者と代理人関係を証明する書類は、以下の通りです。

a) 任意代理人の場合: 「開示等の結果を受領する権限を委任する」旨を記載した委任状

b) 未成年後見人の場合: 戸籍謄本または登記事項証明書（何れも発行日から6ヶ月以内）

c) 成年後見人の場合: 登記事項証明書（発行日から6ヶ月以内）

d) 親権者の場合: 戸籍謄本又は住民票（何れも発行日から6ヶ月以内）

2. 「開示等の請求」の手数料及びその徴収方法

利用目的の通知又は開示の請求の場合にのみ、1回の請求につき、以下の金額（別途請求する郵送料を含む）を申し受けます。下記金額分の郵便切手または定額小為替証書を請求書類の郵送時に同封してください。

・手数料金額: 660円

3. 検討結果連絡

弊社内で検討した結果は、以下の方法により遅滞なくご連絡します。

・書面の郵送又は手渡し

書面の送付先は、以下のいずれかの適切な方法を選択し行います。

・登録されている本人又は法定代理人の住所に回答文面を郵送

・登録されている本人又は法定代理人のEメールアドレスに回答文面をメール

以上